

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観行政費	1,449	2,372	△923				1,449	
トータルコスト	10,983千円 (前年度 11,910千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	審議会の運営、巡視員の設置、アドバイザーの設置 等							
工程表の政策目標(指標)	景観行政団体(市町村)数の増加を図る。 (H29年度未実績 5団体、H30年度以降 6団体)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

景観審議会の運営など景観行政に関する事務等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	金額
景観審議会の運営	・景観形成条例等に基づく知事の諮問に応じて、景観形成等に関する事項について審議を行う。	240
景観形成巡視員の設置、研修	・景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。	627
景観アドバイザーの設置、派遣	・景観に関して高い見識を有する者を景観アドバイザーとして配置し、公共事業に係る景観評価などを実施する。	242
景観行政市町村職員担当者研修会等	・学識経験者及び先進的自治体による講演等により、景観まちづくりへの取組について考える機会を設ける。	340
計		1,449

屋外広告物行政費	363	380	△17			(手数料) 363		
トータルコスト	9,897千円 (前年度 9,918千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	審議会の運営、講習会の開催、屋外広告物制度の普及啓発、違反広告物対策 等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

屋外広告物審議会の運営など屋外広告物行政に関する事務等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額
屋外広告物審議会の運営	・屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準その他の重要事項について審議する。	280
屋外広告物講習会の開催	・屋外広告物条例に基づき、広告物の設置に関し必要な知識を屋外広告業者に修得してもらうための講習会を開催する。	23
屋外広告物制度の普及啓発	・県内の規制状況等、制度について広く情報提供を行うとともに、実務を担う市町村職員へ必要な知識の習得を促す。	30
違反広告物対策	・市町村等と連携を図り、屋外広告物に関する現状やニーズを把握するとともに、効果的な違反広告物対策を検討する。	30
計		363

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7697)

4 目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	97,675	117,321	△19,646	1,522			96,153	
トータルコスト	105,620千円 (前年度 125,269千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大規模な地震の発生に備え、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修まで所要の費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成、その他県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を総合的に整備する。

2 主な事業内容

(1) 震災に強いまちづくり促進事業 (94,002千円)

- ・昭和56年5月31日以前(一戸建ての住宅については平成12年5月31日以前)に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。
- ・また、耐震改修促進法の改正(平成25年11月25日施行)により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。
- ・その他、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震を踏まえ、屋根瓦、天井、ガラス等の非構造部材の落下防止対策や耐震シェルター設置にかかる費用の一部を助成する。

○建築物区分ごとの補助率

対象建築物	補助対象	負担割合				備考	
		国	県	市町村	所有者		
不特定多数大規模建築物(診断義務付け)	設計	1/2	1/4	1/4	-	補助上限なし	
	耐震改修	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
避難路沿道建築物(診断義務付け)	診断・設計	1/2	1/4	1/4	-	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
防災拠点建築物(診断義務付け)	診断・設計	1/2	1/6	1/6	1/6	"	
	耐震改修	1/5	1/12	1/12	19/30	"	
一般建築物	診断・設計	1/3	1/6	1/6	1/3	"	
	耐震改修	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"	
一戸建て住宅 ※屋根瓦耐震対策及び非構造部材の対象はすでに耐震性のあるもの	耐震	所有者負担なし	1/2	1/4	1/4	-	補助上限あり
	診断	所有者負担あり	1/3	1/6	1/6	1/3	"
	補強設計		1/3	1/6	1/6	1/3	"
	耐震	S56以前建築	1/3	1/6	1/6	1/3	"
	改修	S56~H12建築	1/6	1/12	1/12	2/3	"
	除却		11.5%	5.75%	5.75%	77%	"
	耐震シェルター設置		11.5%	5.75%	5.75%	77%	"
	屋根瓦耐震対策 非構造部材対策		1/6	1/12	1/12	2/3	"
緊急輸送道路、避難路沿道等建築物・住宅	耐震改修		1/6	1/12	1/12	2/3	補助上限なし
避難所等	耐震改修		1/6	1/12	1/12	2/3	"
特定天井	耐震	避難所等	1/6	1/12	1/12	2/3	"
	改修	上記以外	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"
非構造部材	落下防止対策	避難所等	1/6	1/12	1/12	2/3	補助上限あり
		避難所・一戸建て住宅以外	11.5%	5.75%	5.75%	77%	"

※別途国による面積当たり単価の上限有り

(2) [拡充] 耐震化支援環境整備事業 (1,185千円)

新たに低コスト工法を用いた木造戸建て住宅の耐震診断・設計・改修の実例をモデルにした勉強会・見学会を建築士に委託し、低コスト工法の普及啓発と建築士・工務店のネットワーク形成、技術向上を図る。

また、県が登録する木造住宅耐震化登録業者のための考査を実施し、住宅耐震化支援体制の整備を図る。

(3) 応急危険度判定士育成事業 (1,861千円)

大規模地震時等に被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士の育成のため、技術講習会、実地訓練を実施する。

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業 (627千円)

がけ地付近に建築された危険住宅の移転費用の一部を助成する。

〔補助率〕 国1/2、県1/4、市町村1/4

〔限度額〕 住宅除却：802千円/戸、建物建設購入費：4,150千円/戸

土地取得費：2,060千円/戸、敷地造成費：597千円/戸

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成28年4月14日に発生した熊本地震を踏まえた対応として、新耐震基準（S56.6.1以降H12.5.31以前建築のもの）で建てられた住宅への対象拡大、旧耐震基準の住宅の耐震改修補助率の拡充、避難所等の吊り天井の耐震対策の追加等を行った。（平成28年度9月補正）
- ・鳥取県中部地震では、住宅の屋根瓦のずれや落下等の被害が多く発生し、また、倉吉市庁舎のガラスが割れるなど、非構造部材の被害も発生したことから、住宅の屋根瓦耐震対策助成、非構造部材の耐震対策助成の追加を行った。さらに住宅の耐震改修費用が出せない方向けに耐震シェルター設置対策助成の追加を行った（平成29年度当初）。
- ・県民が安心して耐震化に取り組む環境づくりのため、無料相談会や講習会への助成及び一定条件を満たす木造住宅耐震化業者の登録制度を実施し、登録業者をホームページ等で公表している。
- ・住宅の低コスト耐震改修工法の講習会をH27, 28, 29に開催した。当該工法を普及促進することにより改修のコスト低減を図り、県民が改修に取り組みやすい環境を整え、住宅の耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・平成28年度の熊本地震・鳥取県中部地震を契機に、耐震化支援活用件数は前年比で1.4倍に増加（診断136件、設計19件、改修9件）しているが、「鳥取県耐震改修促進計画」に掲げる年間800戸の改修に向けて更に対策を強化し、耐震化促進を図る必要がある。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策支援事業	9,000	10,000	△1,000				9,000	
トータルコスト	11,384千円 (前年度 12,384千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	制度説明、申請書の審査・補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

空き家の老朽化や不適正な管理等による環境悪化等の問題が顕在化していることから、利活用を含めた早期対策を講じるため、空き家の実態調査及び除却等に取り組む市町村を支援するとともに、老朽危険空き家等の所有者等に対し、その除却に係る費用の一部を補助する。

また、鳥取県中部地震により新たに生じた危険空き家等が復興の妨げとなっていることから、関係市町と連携した除却支援の拡充や、空き家実態再調査への支援を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内 容
空き家等実態調査支援事業 補助対象:市町村	2,000	市町村が空き家対策計画策定の基礎となる、地域の空き家等の実態調査、地図情報等のデータベース化等に取り組む場合、調査等に要する経費の一部を支援する。 また、鳥取県中部地震により再調査が必要な場合も支援対象とする。 ・対象経費:現地調査費、地図情報等作成費(DB化等)、報告書作成費 ・補助率:1/2(限度額:1,000千円)
老朽危険空き家等除却支援事業 補助対象:民間建築物の所有者(市町村への間接補助)	7,000	1.老朽危険空き家等(鳥取県中部地震により損壊し居住することが困難となった不良住宅を含む)のうち、倒壊すれば前面道路を遮断し緊急時の避難に支障が生じる恐れがあるもの等について、法・条例による指導等を受けて当該老朽危険空き家を除却するための経費を補助する市町村に対して、その経費の一部を支援する。(国の補助制度活用が要件) また、中部地震により新たに危険空き家となったもの等については、補助限度額を引き上げる。 ・負担割合:国2/5、県1/5(又は市町村負担の1/2)、市町村1/5、所有者1/5 ・限度額:300千円/戸 ※中部地震により新たに危険空き家となったもの等については、国の標準除却費に県負担割合を乗じた金額 2.知事が指定した大規模火災により焼損した建築物の解体・撤去等に要する経費を補助する市町村に対し、その経費の一部を支援する。 ・負担割合:県1/6、市町村1/6、所有者2/3 ・限度額:対象経費の1/6又は市町村負担額の1/2のいずれか低い額
合計	9,000	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年12月に、庁内関係機関と市町村で「鳥取県空き家対策協議会」を設置し、年2回程度開催。空家適正管理条例の整備及び空家等対策特別措置法(以下「法」という。)に関連する国、各県の動向や空き家対策に関する情報共有、意見交換等を行っている。(条例制定:12市町(H29.12月末現在))
- 法に基づく市町村の「空家等対策計画」策定を促進するため、当該計画策定の基礎となる空き家実態調査の実施を支援し加速させている。(空家等対策計画策定:8市町(H29年度未予定))
- 平成29年度から、県老朽危険空き家等除却支援制度を国の補助制度と一元化し、除却促進を図っている。(補助実施:11市町(H29.12月末現在))
- 平成28年10月に発生した鳥取県中部地震に対応し、同年12月から損壊により居住が困難となった不良住宅(空き家を除く)の除却を支援対象に加えるとともに、H29年10月からは被災により新たに生じた危険空き家等に対し補助限度額を引き上げる等の支援拡充を行い、復興の加速を図っている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家利活用推進事業	2,584	3,800	△1,216				2,584	
トータルコスト	6,557千円 (前年度7,774千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金交付事務及び指導助言等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

空き家の利活用を推進するため、空き家所有者と利活用事業者等とのマッチング等を図る民間協議会の活動を支援する。

(平成29年度「空き家等利活用のためのリノベーションコーディネート機能強化事業」から事業名を修正)

2 主な事業内容

事業主体	とっとり空き家利活用推進協議会※
対象事業	・空き家所有者と利活用事業者等とのマッチングを図るためのワークショップの開催 ・空き家所有者、利活用事業者等を対象とした相談会の開催 ・その他(情報発信、先進地視察等)
補助率	2/3

※とっとり空き家利活用推進協議会

空き家の利活用を推進するため、県建築士会・宅建協会・司法書士会及び土地家屋調査士会が連携して組織する協議会(平成28年7月設立)。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県内でも、近年、ブックカフェホンパコ(鳥取市)、Y Pub&Hostel(鳥取市)、わだや小路(米子市)、BASE8823(八頭町)、シェアハウスTeSIO(八頭町)等、空き家のリノベーション事例が生まれ、地域活性化につながっているが、いまだ点としての動きにとどまっている。
- ・平成28年度及び29年度に空き家利活用推進協議会が開催した相談会には、多くの空き家所有者が参加するなど、物件の掘り起しに一定の成果が挙げた。
- ・他方、その後、利活用事業者等とのマッチングにまで至っておらず、同協議会のマッチング機能の強化が求められている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	5,288	28,013	△22,725				5,288	
トータルコスト	10,055千円 (前年度 32,782千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民間建築物及びその敷地のバリアフリー環境整備を促進するため、整備に係る経費について、市町村との協調支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県福祉のまちづくり推進事業 (4,788千円)

補助対象者	民間建築物の所有者(市町村への間接補助)			
補助対象建築物	民間の ^{*1} 特定建築物のうち、バリアフリー法が対象とする面積規模未滿のもの等			
補助対象経費	メニュー		限度額(新築)	限度額(改修)
	車いす使用者用便所及び当該便所に至る経路の整備(特定建築物)		1,200千円	3,000千円
	オストメイト対応設備の整備		1,000	1,000
	エレベーター整備		3,000	20,000
	玄関の音声誘導装置等整備		1,000	3,000
	電光掲示板、フラッシュライトの整備		500	500
	車いす使用者用便所及び当該便所に至る経路の整備(^{*2} 特別特定建築物)		-	5,000
	玄関の自動扉及び敷地内通路の整備		-	5,000
	車いす使用者用駐車場と屋根の整備		2,000	2,000
	既存建物の便器等部分改修		-	5,550
	車いす使用者用客室の整備		-	5,000
	200㎡以下の小規模建築物に係る提案工事等		-	500
負担割合	国1/4、県1/8、市町村1/8、所有者1/2 ※既存の特別特定建築物の改修は補助率拡充(H26~31) 国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8、所有者2/8(エレベーター設置を除く)			

(2) 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業 (500千円)

補助対象者	民間建築物の所有者(市町村への間接補助)
補助対象建築物	民間の ^{*3} 認定特定建築物のうち、商業系の用途に供しないもの
補助対象経費	車いす使用者用駐車施設・便所、敷地内通路、及び出入口の自動扉等の整備
負担割合	国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3

^{*1}特定建築物……学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場等、多数の者が利用する建築物

^{*2}特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物

^{*3}認定特定建築物…建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けた特定建築物

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成26年度の全国障がい者芸術・文化祭の開催や、平成32年の東京パラリンピックのキャンプ地誘致を促進するため、県外客等の利用が想定される既存施設の活用を見込み、支援制度の拡充等を行った。
- 平成27年度から福祉・病院施設の既存改修も鳥取県福祉のまちづくり推進事業の対象に追加した。
- 平成29年度は、大型施設等の複数年度にわたる改修に対応できるよう制度を見直すとともに、従来対象外であった新築時の車いす使用者用駐車場と屋根の整備を補助対象に追加した。
- 平成29年12月時点で4市・10町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、伯耆町)で制度化が進んだが、引き続き残り5町村への制度創設を働きかける。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
建築指導費	5,105	60,107	△55,002	1,398		3,707		
トータルコスト	75,816千円 (前年度 130,844円) [正職員: 8.9人]							
主な業務内容	指導監督、許認可事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等を行う。

2 主な事業内容

建築基準法及び建築士法等に基づき建築指導行政に関する事務等を行う。

区分	内容	予算額
(臨) 災害危険区域のとっとりWebマップへの掲載	災害危険区域を、とっとりWebマップに表示し、広く県民に周知を図る。	2,679
建築行政共用データベースシステムの使用	業務の適確かつ効率的な運営のため、建築確認、建築士等の情報を台帳化した全国データベースの使用料	1,317
建築審査会等の運営	建築許可に係る審議等を行う審査会経費、全国協議会等の運営経費	712
建築士審査会の運営	二級・木造建築士試験の可否審議等を行う審査会経費	51
その他	備品購入費、旅費、建築物動態統計調査費	346
計		5,105

〈主な関連法令〉

- ・ 建築基準法に係る事務
- ・ 建築士法に係る事務
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)に係る事務
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に係る主な事務
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律(低炭素法)に係る事務
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線 7364)

4 目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
伝統建築技能者団体活動支援事業	3,020	3,500	△480	1,359			1,661	
トータルコスト	3,815千円 (前年度 4,295千円)			[正職員: 0.1人]				
主な業務内容	周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具技能士の伝統技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会への参加及び展示会等の活動を支援する。

2 主な事業内容

補助対象事業	補助率
(1) 研修等事業 伝統技能の継承を目的とした研修会の開催又は参加	1 / 2
(2) 競技大会事業 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	
(3) 技能振興活動事業 伝統技能の振興を目的とした展示会又はものづくり体験教室等の開催	10 / 10
(4) 鏝絵、なまこ壁に関する事業 鏝絵、なまこ壁に関する研修等事業、競技大会の開催、技能振興活動	

補助対象者	対象事業(上表に対応)	限度額
建築大工技能士による団体(1団体)	(1) (2) (3)	1,000千円
左官技能士による団体(1団体)	(1) (2) (3) (4)	1,000千円 (うち500千円は (4)に係るもの)
その他の技能士による団体(3団体)	(1) (2) (3)	500千円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成18年度から木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士団体の活動に対し支援を行っている。
- 平成23年度から、鏝絵、なまこ壁に関する事業に用途を限定した上で、左官技能士による団体に対する限度額を500千円上乘せしている。
- また、競技大会又は研修の開催等の個人の資質向上に繋がる事業に対する補助率を10/10から1/2に変更した。
- 平成24年度の全国技能五輪において、本県から銀賞の受賞者が生まれるなど技能者の育成に寄与している。
- 伝統技能に携わる技能士の減少及び高齢化が進み、また、木造建築の仕事が年を追うごとに減少しており、継続的な支援が必要である。
- 平成25年度は、左官/建具/建築大工の技能3団体による全国大会が、いずれも県内で初開催され、各団体とも会員の力を結集して大会を成功させ、業界の活性化に対する機運が盛り上がった。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課(内線：7397)

4目 建築指導費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
宅地建物取引業者 指導費	903	664	239			903		
トータルコスト	8,848千円 (前年度 8,612千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	宅地建物取引業者免許等交付、指導・立入検査及び処分に関する事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等を行う。								
吹付アスベスト撤去 等支援事業	13,000	18,249	△5,249				13,000	
トータルコスト	16,178千円 (前年度 21,428千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援することにより、県民の健康被害の防止及び生活環境の保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>アスベスト撤去支援事業</p> <p>(1) 補助対象者 民間建築物の所有者(市町村への間接補助)</p> <p>(2) 補助対象建築物 吹付アスベスト等が施工されている建築物(除去等について他の補助を受けていないもの)</p> <p>(3) 補助対象経費 吹付アスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み及び建物除却)の費用 (建築物の除却にあつてはアスベスト対策費用相当額)</p> <p>(4) 補助内容 負担割合：国1/3、県3/12、市町村1/12、所有者1/3 限度額：1件あたり20,000千円以内で市町村が定める額</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付アスベストの除去等の助成実績：76棟(平成18年度～) ※吹付アスベスト含有調査については、国が全額補助を実施している。 市町村の制度創設状況：13市町 								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県津波避難施設整備促進事業	100	100	0				100	
トータルコスト	895千円 (前年度 895千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	周知説明、申請書の審査・基金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援する。

2 主な事業内容

市町村が津波避難施設を指定するにあたり、施設の整備に要する経費の起債借入を行う場合に、償還による負担を軽減するために行う基金造成に対し、財政的支援を行う。

※市町村は緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%(実質負担率30%))を活用する。

- ・対象市町村 日本海沿岸の9市町村
- ・補助額 基金造成に要する経費の額
(ただし当該年度事業費の15%相当額を限度とする。)
- ・補助の方法 10年間分割交付

(単位: 千円)

整備項目	事業費上限	件数	事業費
津波避難タワー建設	27,830	1	27,830
屋外階段設置	3,480	2	6,960
屋上等手摺設置	1,790	2	3,580
自動解錠装置設置	830	2	1,660
合計	-	-	40,030
債務負担行為額(15%)	-	-	6,000

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域防災計画(平成22年度)において、市町村による津波避難計画の策定等について規定した。
- ・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波想定の設定に先立って、鳥取県津波対策検討委員会の「暫定的な予測」をもとに津波避難施設整備の検討を市町村に働きかけた。
- ・平成24年度に津波避難施設整備のあり方について沿岸市町村と意見交換し、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」を策定した。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
都市計画費	608	602	6			608		
トータルコスト	6,964千円 (前年度 6,960千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	開発審査会の運営等							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>開発行為の審査など民間開発事業の指導を行う。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7411)

1 目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	428,430	426,041	2,389			(使用料) 426,030 (雑入) 2,400		
トータルコスト	512,647千円 (前年度 510,290千円) [正職員: 10.6人 非常勤職員: 7.0人]							
主な業務内容	県営住宅の維持管理、修繕、家賃事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅102団地3,920戸(平成30年4月1日見込)を適正に維持管理するために、施設の修繕、家賃の徴収等を行う。

区分	団地数	戸数	備考
住宅供給公社管理代行分	63	3,333	
市町管理代行分	39	587	11市町が管理
計	102	3,920	

2 主な事業内容

(1) 市町への管理委託 (25,192千円)

公営住宅法による管理代行制度により、入居決定、同居・入居承継承認等県営住宅の管理に係る事務(家賃決定等に関する事項を除く)及び家賃徴収事務を市町へ委託する。

(2) 家賃・駐車場使用料の徴収事務 (31,702千円)

- ・家賃計算及び収納管理を行うために、電算処理委託を行う。
- ・未収家賃等の早期回収のため家賃納付指導員6名による納付指導の徹底を図る。
- ・過年度分未収家賃等の回収強化のため債権回収専門員(1名)を配置し、未納家賃及び損害賠償金の回収促進を行う。
- ・長期・高額滞納者への法的措置(住宅明渡し等請求訴訟)を実施する。

(3) 県営住宅施設の維持修繕等 (229,360千円)

県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等を行う。

(4) 県営住宅の維持管理に必要な負担金 (82,988千円)

- ・国有資産等所在市町村交付金
- ・下水道・集落排水等負担金

(5) 住宅管理人に係る経費 (12,571千円)

入居者の中から住宅管理人を任命し、住宅及び共同施設の管理業務の補佐をしていただく。

(6) 水道料金使用料等徴収事務 (46,617千円)

水道局による直接検針・徴収が行われていない県営住宅における水道管理人の業務負担の軽減を図るため、水道料金等徴収業務の外部委託を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

○県営住宅の適正な維持管理のため、以下の取組を実施している。

- ・納付指導員による滞納家賃等の納付指導等
- ・維持管理に必要な定期点検等の委託
- ・入居者情報の管理・家賃計算等を行う県営住宅管理システムの運用等

○債権回収への取組について

未納家賃、明渡等訴訟により確定した損害賠償金の未収金額が平成28年度末で2億円超の状況であり、徴収体制を強化し、未収金の縮減を図ることが必要である。

○水道料金等徴収業務委託について

従来、西部地区で実施していた水道料金等徴収業務の外部委託を平成29年度から全県で実施することとした。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7397)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	185,690	185,690	0			185,690		
トータルコスト	186,485千円(前年度 186,485千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	県住宅供給公社への住宅管理事務(入居等の受付、修繕ほか)の委託							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する63団地、3,333戸について、鳥取県住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務</p> <p>(2) 委託先・委託料等 委託先: 鳥取県住宅供給公社 委託期間: 5年間(平成26年度~平成30年度) 委託料総額: 928,450千円</p>								
県営住宅管理システム改修事業	5,673	1,604	4,069				5,673	
トータルコスト	5,673千円(前年度1,604千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	システム改修等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県営住宅管理システムの改修を継続して行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 新財務会計システムとの連携のための改修。 (2) 元号変更対応のための改修。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7397)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
鳥取県住宅供給公社 運営費	854	868	△14				854							
トータルコスト	1,649千円(前年度 1,663千円) [正職員: 0.1人]													
主な業務内容	公社指導・監督及び負担金事務													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済組合の県負担金。														
とっとりの美しい 街なみづくり事業	3,209	12,000	△8,791				3,209							
トータルコスト	4,798千円(前年度 13,590千円) [正職員: 0.2人]													
主な業務内容	周知説明、補助金事務													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村及び地域住民による街なみ環境整備事業において、民間住宅等の修景整備に係る所有者の負担を軽減することで、とっとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進する。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県街なみ環境整備等促進事業</p> <p>街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について上乘せ支援を行う。(市町村への間接補助)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/3、市町村1/3、県1/9、所有者2/9</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>・住宅等修景(工事費のうち外観に係る経費) ・建築整備等修景(屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) ・外構修景(門、堀等)</td> </tr> <tr> <td>実施見込</td> <td>倉吉市(継続): 2件(倉吉打吹地区の街なみを形成する個人住宅等) 境港市(新規): 10件(境港市水木ロード地区の街なみを形成する個人住宅等)</td> </tr> </table>									負担割合	国1/3、市町村1/3、県1/9、所有者2/9	対象事業	・住宅等修景(工事費のうち外観に係る経費) ・建築整備等修景(屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) ・外構修景(門、堀等)	実施見込	倉吉市(継続): 2件(倉吉打吹地区の街なみを形成する個人住宅等) 境港市(新規): 10件(境港市水木ロード地区の街なみを形成する個人住宅等)
負担割合	国1/3、市町村1/3、県1/9、所有者2/9													
対象事業	・住宅等修景(工事費のうち外観に係る経費) ・建築整備等修景(屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) ・外構修景(門、堀等)													
実施見込	倉吉市(継続): 2件(倉吉打吹地区の街なみを形成する個人住宅等) 境港市(新規): 10件(境港市水木ロード地区の街なみを形成する個人住宅等)													
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 米子市(旧加茂川・寺町周辺地区)、琴浦町(光(みつ)地区)、大山町(大山アルペンライン地区)、倉吉市(倉吉打吹地区)(継続中)など、これまで4市町で合計131件の修景整備を行っている。 鳥取県中部地震による被害への対応として、平成29年度に倉吉市で36件の修景整備を行っている。 														

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
1目 住宅管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
まちづくり推進事業 連絡調整費	216	416	△200				216	
トータルコスト	14,517千円 (前年度 14,722千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	個別相談・情報提供等、周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村による街なみ環境整備事業及び都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)(いずれも社会資本整備総合交付金の基幹事業)の適正な執行を図るため市町村の指導監督等を行う。 また、地域の景観まちづくり団体の活動をサポートし、地域の景観資源を活用した、地域が主体のまちづくり活動を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 市町村等が実施する次の国補助事業に係る指導監督及び必要な事務を行う。</p> <p>ア 街なみ環境整備事業</p> <p>イ 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)</p> <p>(2) 景観まちづくり団体の活動サポート</p> <p>ア 相談対応及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の相談対応を通じて、活動に係る課題、ニーズを把握するとともに、必要に応じて県の支援策等の情報提供を行う。 ・団体概要及び活動等を取りネットに掲載する。 ・メーリングリストを活用した適時の情報提供及び情報交換を行う。 <p>イ 意見・情報交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の活動発表、情報共有及び連携体制の構築に資する場を設けることにより、活動の促進、円滑化を図る。 <p>ウ 活動団体の情報発信</p>								
住まいまちづくり課 管理運営事業	24,292	28,060	△3,768				24,292	
トータルコスト	24,292千円 (前年度 28,060千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
課内、各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する事務的経費。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7397)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県中部地震被災者民間賃貸住宅借上げ支援事業	472	0	472				472	
トータルコスト	472千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	倉吉市との連絡調整、補助金申請書等の審査、支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成28年鳥取県中部地震により、自らが居住する住宅が被害を受け、当該住宅に居住することができない世帯に対し、倉吉市と連携し、民間賃貸住宅の家賃等を支援することにより、被災世帯の居住の安定を図る。(平成30年3月までに補助対象期間が満了しない世帯が対象)

※平成28~29年度は被災者生活応急応援事業(救助費)で対応。

2 主な事業内容

(1) 補助事業実施主体 倉吉市

(2) 補助対象者

地震発生日において倉吉市に住所を有し、発生日から平成29年4月末までに被災住宅に代わる民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した者で、次のアからウのいずれかに該当する者

ア 自己所有住宅が全壊、大規模半壊又は半壊であって、建設、修繕又は解体により一定の期間居住が困難である者

イ 鳥取県中部地震による被害を理由に、借家の家主から当該借家に係る賃貸借契約等を解除された者又は解除される見込みである者

ウ その他、被災住宅に居住することが困難であると市長が認めた者

(3) 補助対象期間 契約を締結した日の翌月から起算して1年間

※ただし、自己所有住宅を修繕中(予定を含む)の者で修繕完了時期が1年を超える者に限り、超過1年を限度に修繕完了まで補助期間を延長する。

(県営住宅における無償受入期間の延長に合わせた措置)

(4) 補助金額 ※定額補助

被災住宅	対象世帯	家賃補助限度額	入居費用
自己所有住宅	2人以下世帯	月額 50,000円	100,000円
	3人以上世帯	月額 60,000円	
借家	2人以下世帯	月額 15,000円	(一律)
	3人以上世帯	月額 20,000円	

(5) 県補助率 1/2

(6) 予算額 472千円 (平成29年4月契約者7件234千円、1年超過者2件238千円)

3 これまでの取組状況、改善点

・鳥取県中部地震では、倉吉市を中心に、居住する住宅に被害を受け、民間賃貸住宅への移転を余儀なくされる世帯が多くあり、同市からの要望を受け、当該支援制度を創設した。

・県営住宅における被災者受入期間の延長(入居後1年間→平成31年3月末)に合わせて、自己所有住宅の修繕完了時期が1年を超える者に限り、超過1年を限度に修繕完了まで補助期間を延長する。(倉吉市も同様の取扱い)

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
 6項 住宅費
 1目 住宅管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7411)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(終了) 被災者向け民間賃貸 住宅借上げ等事業	0	888	△888					
トータルコスト	0千円 (前年度 1,683千円)							
事業内容の説明								
(終了) 平成29年度で支援対象期間が終了したため。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県被災者住宅再 建等総合支援事業	286,000	0	286,000			(寄附金) 25,000 (基金繰入金) 232,000	29,000	
トータルコスト	286,000千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	被災市町との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県被災者住宅再建支援基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成28年鳥取県中部地震により住宅被害を受けた世帯に対して、被災者住宅再建支援金及び被災者住宅修繕支援金を交付することで、被災者の住宅再建等を支援する。(平成30年度に住宅再建が完了する世帯等が対象)

2 主な事業内容

(1) 被災者住宅再建支援金 261,000千円

「鳥取県被災者住宅再建等支援条例」に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない被災者の住宅再建を支援する。(鳥取県被災者住宅再建等支援基金を活用)

	全体見込	29年度末までの 交付見込	30年度 交付見込
対象世帯数	3,757世帯	約2,850世帯	約900世帯
支援金支給額	1,279,273千円	989,273千円	290,000千円

※負担額内訳: 基金繰入(8割) 232,000千円、県(1割) 29,000千円、市町村(1割) 29,000千円

(2) 被災者住宅修繕支援金 25,000千円 (ふるさと納税を活用)

(1)の被災者住宅再建支援金の要件を満たさない被災世帯に対して、住宅の修繕を支援する。

	全体見込	29年度末までの 交付見込	30年度 交付見込
対象世帯数	10,103世帯	9,651世帯	約450世帯
支援金支給額	458,910千円	434,580千円	24,330千円 (約25,000千円)

<参考 支援制度の概要>

■被災者住宅再建支援金

①支援対象とする住宅被害

- ・全壊、大規模半壊 (ただし、国制度が適用されないものに限る。)
- ・半壊、損害基準判定(※)10%以上20%未満の一部損壊 (国制度の支援対象外)

※損害基準判定: 住家の主要な構成要素の経済的被害割合

②被災世帯への支給額

住宅再建方法	世帯人数	住 宅 被 害 程 度			
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
建築・購入	2人以上	300万円	250万円	上限100万円※	-
	1人	225万円	187万5千円	上限75万円※	-
補修	2人以上	200万円	150万円	上限100万円	上限30万円
	1人	150万円	112万5千円	上限75万円	上限30万円

※半壊の建設・購入は、補修に要すると見込まれる経費を上限とする。

■被災者住宅修繕支援金

①支援対象とする住宅被害 損害基準判定10%未満の被害

②被災世帯への支給額

損害基準判定	5%以上	4%	3%	2%	1%
支給額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・屋根等の小規模な被害が多い鳥取県中部地震の被災状況に鑑み、従来は支援対象としていなかった一部損壊世帯や賃貸住宅を支援対象に追加する制度拡充を行った。また、全国から寄せられたふるさと納税や義援金を活用して、より小規模な住宅被害世帯を支援する被災者住宅修繕支援金を創設した。
- ・地震から1年以上が経過したが、支援金未申請の世帯が残っているため、申請期間を平成30年10月末まで、工事完了期限を平成31年10月末まで延長することとした。
- ・なお、平成29年度11月議会において鳥取県被災者住宅再建等支援条例を改正し、中部地震で実施した支援内容を恒久制度化している。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県被災宅地擁壁 等復旧事業	16,000	0	16,000				16,000	
トータルコスト	16,000千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	被災市町との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 平成28年鳥取県中部地震により損壊し、住宅に重大な損害を与える恐れのある石垣、擁壁等の修繕工事について、市町と連携した支援を行う。(平成30年度に修繕工事が完了する世帯が対象) ※平成28～29年度は、被災者生活応急応援事業(救助費)で対応</p> <p>2 主な事業内容 被災世帯が行う擁壁等の修繕工事のうち平成30年度に完了するものについて、補助金を交付する市町に対して、補助事業に要する経費の一部を支援する。</p> <p>事業実施主体 倉吉市、三朝町 補助対象工事 住宅に重大な損害を与える恐れのある石垣、擁壁等の修繕工事 (平成30年10月21日までに完了するものが対象) 補助率 3分の2以内(県1/3、市町1/3) 補助上限額 100万円(ただし修繕部分の面積1平方メートルあたり4万円を限度とする。)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 中部地震では、住宅そのものへの直接的被害は無いが、住宅を支える石垣・擁壁等への被害が多くみられた。平成28年12月13日に開催した「被災者住宅再建支援制度運営協議会」における倉吉市及び三朝町からの要望を受け、本支援事業を創設した。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課（内線：7390）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅 再建支援基金積立 事業	162,835	12,062	150,773			(寄附金) 55,895 (財産収入) 6,940	100,000	
トータルコスト	163,630千円（前年度 12,857千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することにより被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域の被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。

・ 県拠出額	100,000千円	※早期に積み戻すため、2億円/年のペースで拠出
・ 市町村拠出額	55,895千円	※各市町村の状況に応じ、2億円/年又は1億円/年のペースで拠出
・ 基金運用利息	6,940千円	
合計	162,835千円	

（参考）平成29年度末基金残高見込 約12億円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成24年度までに積立額が条例で目途としている20億円に到達したことから、平成25年度以降は債券等基金運用による利息収入のみを積み立てている。
- ・鳥取県中部地震（平成28年10月）及び台風18号（平成29年9月）による住宅被害に対し、本支援制度を発動したことにより、基金を約10億円（見込）取り崩すことになった。
- ・鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会（平成29年10月19日開催）での議論の結果、平成30年度から基金積立を再開することとした。（当面20億円まで積み戻し、それ以降改めて積立額について協議する）

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 福祉型木造応急仮設住宅開発事業	2,528	0	2,528				2,528	
トータルコスト	4,117千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	設計委託							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大型地震等の大規模災害の発生に備え、高齢者、障がい者の方が入居し生活できる福祉型木造仮設住宅を設計する。

2 主な事業内容

鳥取県産規格材を活用した福祉型木造仮設住宅9坪タイプ、12坪タイプの2タイプの実施設計を行い、有事への迅速な対応に備える。

※福祉型: 外部にスロープを設け、段差無しとし、設備は車いす対応のもの。

タイプ	住戸形式	床面積
9坪プラン	1DK	29.8㎡
12坪プラン	2DK	39.7㎡

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年度に鳥取県産規格材を活用した木造仮設住宅6坪タイプ、9坪タイプ、12坪タイプの3タイプの実施設計を行った。
- 平成26年度には、木造による応急仮設住宅の建設に関する協定を県内建築関係団体と締結し、複数の供給体制を整備した。
- また、平成26年度には、大規模災害が発生した際に行政や関係団体の果たすべき役割を明確にし、応急仮設住宅を迅速に供給できるよう「県産材活用木造応急仮設住宅供給マニュアル」を作成した。
- 他方、平成23年3月に発生した東日本大震災及び平成28年4月に発生した熊本地震では、福祉型仮設住宅の必要性が再認識された。(熊本地震では、障がい者団体からの要望を受け6戸建設。東日本大震災では、要望を受け一般型仮設住宅に後付けで施工。)
- 平成28年10月に発生した鳥取県中部地震は、仮設住宅建設にまで至らない規模の地震であったが、通常の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者への対応として福祉避難所が設置された。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	(債務負担行為) 158,151		(債務負担行為) 158,151	(債務負担行為) 69,007	(債務負担行為) 83,000 (451,000)		(債務負担行為) 6,144	県負担額 469,607
	830,389	1,019,981	△189,592	360,752	451,000	(雑入) 30	18,607	
トータルコスト	867,731円（前年度1,057,337千円）[正職員：4.7人、非常勤職員：5.0人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,600戸）のうち全面的な改善が適当と判断される住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル（全面的改善）を実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）又は個別の修繕を実施する。

2 主な事業内容

(1) 建替等整備事業 547,927千円

団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	継続 (全面的改善(9期)工事)
緑町第2	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	64	継続 (全面的改善(1期)工事、 (2、3期)設計)
渡	境港市渡町	鉄筋コンクリート造4階建	40	新規 (エコ改善(1期)設計)

(2) 大規模改修事業 269,272千円

- ・外壁改修工事（鳥取市末恒第2団地 計1棟）
- ・外壁・屋上改修工事（鳥取市湯所第1団地 他6団地 計14棟）
- ・集会所バリアフリー改修工事（鳥取市東浜団地 他2団地 計3棟）
- ・設備改修工事（米子市永江団地 他1団地 計2棟）

(3) その他（非常勤職員人件費等） 13,190千円

- ・県有施設（公営住宅等）の施設整備に係る非常勤職員5名分。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域住宅計画に基づく整備・改修事業を計画的に実施している。
- ・地域住宅計画Ⅱ期の5カ年計画（H23～27）では、全面的改善時のコスト縮減及び省エネ改修の手法によるエコ改善事業に取り組んだ。
- ・地域住宅計画Ⅲ期の5カ年計画（H28～32）においても、全面的改善及びエコ改善の一層のコスト縮減に取り組んでいる。

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
鳥取県居住支援協議会 活動支援事業	8,013	8,956	△943	3,605		2,201	2,207	
トータルコスト	9,602千円 (前年度 10,546千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	運用、居住支援協議会との調整等							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等 (以下「住宅確保要配慮者」という。) の住生活の安定と向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。

2 主な事業内容

鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。

区分	内容
事業主体	鳥取県居住支援協議会
補助金額	8,013千円
補助率	10/10 (国45%、県27.5%、4市27.5%)
補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸支援事業相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費

【居住支援協議会の主な活動内容】

- あんしん賃貸住宅、協力不動産店及び支援団体の登録
 - 住宅確保要配慮者の入居を拒否しない民間賃貸住宅 (あんしん賃貸住宅) 及び事業に協力する不動産店並びに支援団体を登録し、協議会会員その他関係団体との連携により広く県民に情報提供する。
(登録された協力不動産店が住宅確保要配慮者の入居相談に応じることにより、あんしん賃貸住宅への円滑な入居につなげる。)
- あんしん賃貸支援事業相談員の配置
 - 協議会会員である (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会内に東・中部で1名、西部で1名、計2名の専任相談員を配置する。
(事業の一元的窓口として相談・問合せ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び住宅確保要配慮者の円滑入居を推進する。)

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成21年度に (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会及び (公社) 全日本不動産協会鳥取県本部と協定を締結し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備した。
- 平成21年から、専任相談員を (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会に委託し、配置している。
- 平成24年11月には、住宅セーフティネット法に基づく鳥取県居住支援協議会を、県・市町村、居住支援団体、不動産団体により設立。関係者間で情報を共有し、課題を協議する体制を整備した。
- また、平成25年度からあんしん賃貸支援事業の実施主体を当該協議会に移行した。
- 平成26年度に、4市に協議会活動に係る経費負担を求める協定を締結した。
- これまで懸案となっていた連帯保証人の確保が困難な方の入居を支援するため、県独自の家賃債務保証制度の創設を検討している。

<登録戸数と相談件数の推移>

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録戸数 (戸)	921	1,021	1,069	1,179	1,306	1,306 (135棟) (12月末時点)
相談件数 (件)	189	194	178	197	245	273 (12月末時点)

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新たな住宅セーフティ ネット制度推進事業	6,539	0	6,539				6,539	
トータルコスト	8,923千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>国の新たな住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の円滑な入居を図るため、民間賃貸住宅の賃貸人に対して改修や家賃負担軽減等への支援を行う。</p> <p>また、既存の家賃債務保証制度を利用できない方を対象とした本県独自の保証制度を創設する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 国の新たな住宅セーフティネットを活用し、「登録住宅」に対する改修費を支援するとともに、家賃及び家賃債務保証料の低廉化支援を行う。								
<p>※改正住宅セーフティネット法(平成29年10月)に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を県に登録する制度が創設された。</p>								
①改修費支援(5,000千円)								
補助対象者	登録住宅の事業者(市町村への間接補助)							
補助対象経費	バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用等							
補助率	2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6) (ただし国限度額: 1,000千円)							
予算額	@500千円×10世帯=5,000千円							
②家賃及び家賃債務保証料の低廉化支援(600千円)								
補助対象者	<p>家賃: 登録住宅の事業者(市町村への間接補助)</p> <p>債務保証: 国へ登録している家賃債務保証業者(市町村への間接補助)</p>							
家賃低廉化対象者	低所得者(同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下)							
補助対象経費	入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費							
補助率	<p>10/10(国1/2、県1/4、市町村1/4)</p> <p>(ただし国限度額: 家賃20千円/月、債務保証30千円/年 ※240千円/年を上限に併用可能)</p>							
予算額	@10千円×6ヶ月分×10世帯=600千円							
(2) 既存の家賃債務保証制度を利用できない方に対し、4市と連携し、本県独自の保証制度を実施する事業者に対して支援する。(939千円)								
想定対象世帯	<p>・本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であつて、市町村内の賃貸住宅に入居を希望する者。かつ、家賃等について継続的に支払いができるにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。</p>							
想定利用者数	年30名							
保証料(利用者負担)	2年間で15,000円							
保証限度額	家賃滞納: 家賃3ヶ月分、原状復旧費用: 家賃2ヶ月分							
予算額	債務保証額565千円+事務費374千円=939千円(事業費の1/2相当)							
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者は今後も増加する見込みであり、公営住宅を補完するものとして、民間賃貸住宅を活用した新たな住居セーフティネット対策が求められている。 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を目的として、県、4市、民間福祉団体、不動産団体を構成メンバーとする居住支援協議会を設置し、居住に関する必要な施策の検討、入居支援を行っているが、保証人がおらず、既存の家賃債務保証制度に加入できない方の家賃保証が課題となっている。 								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	68,442	70,157	△1,715	34,221			34,221					
トータルコスト	70,826千円 (前年度 72,541千円) [正職員: 0.3人]											
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導											
工程表の政策目標(指標)	-											
事業内容の説明												
<p>県が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助する。 (新規認定は平成16年度で終了。それまでに認定した住宅への支援を継続して行うもの。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃補助</td> <td> 入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・対象戸数 4団地 計181戸 (補助率: 国1/2、県1/2) ・対象期間 管理開始日から最長20年間 (平成36年度まで) </td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	家賃補助	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・対象戸数 4団地 計181戸 (補助率: 国1/2、県1/2) ・対象期間 管理開始日から最長20年間 (平成36年度まで)
区 分	内 容											
家賃補助	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・対象戸数 4団地 計181戸 (補助率: 国1/2、県1/2) ・対象期間 管理開始日から最長20年間 (平成36年度まで)											
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	1,350	1,440	△90	675			675					
トータルコスト	2,939千円 (前年度 3,030千円) [正職員: 0.2人]											
主な業務内容	制度広報、関係機関連絡調整、事業実施状況管理、補助金交付事務											
工程表の政策目標(指標)	-											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的・概要 民間事業者による障がい者向け賃貸住宅(鳥取県地域優良賃貸住宅)の供給を推進し、民間資源を活用した障がい者の居住安定・住環境向上を図ることにより、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。</p> <p>2 主な事業内容 県の認定を受けた鳥取県地域優良賃貸住宅を経営する民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を助成する。(モデル事業として実施するもの。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象戸数 3戸 ・限度額 月額4万円/戸(入居者の所得により異なる) ・対象期間 管理開始日から最長10年間(平成33年度まで) <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会を設置し、平成22年度にかけて整備対象地域及び住宅の整備基準等を検討した。 ・平成22年度にモデル事業として、3戸の供給を認定するとともに、住戸のバリアフリー化等に伴う改修事業を実施し、平成23年度に完了した。 ・平成23年度から地域優良賃貸住宅の管理を行う事業者に対し家賃の減額助成を行っている。 												

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線7364)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	10,109	11,594	△1,485	6,718			3,391	
トータルコスト	11,698千円 (前年度 13,184千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、地方債償還に係る利子負担及び償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。

2 主な事業内容

住宅新築資金等貸付金の償還が最大25年の長期に及ぶため、市町村の事務費負担軽減を図る。また、一定の要件を満たし、回収不能債権として認定された債権及びその利子に対して助成を行う。

区 分	予算額	内 容
償還推進助成事業費	10,078千円	<ul style="list-style-type: none"> 回収業務に要する費用の財政負担の軽減 (回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等) 回収不能となった債権及びその利子の補填 【助成対象】: 14市町 (要件: 償還未了、財政力指数0.8未満) 【負担割合】: 国1/2、県1/4、市町村1/4
償還推進指導費	31千円	・市町村の回収率の向上を図るための研修会の開催
合 計	10,109千円	

※住宅新築資金等貸付事業

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るため、同地域において宅地取得、住宅新築又は住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。

(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年(当県は平成8年)をもって終了し、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。)

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

2 目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (貸付金元利収入)	一般財源	
個人住宅建設資金貸付事業	577	1,473	△896			577		
トータルコスト	577千円 (前年度 1,473千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。 (継続分のみ) 平成30年度予定残高: 3,284千円、貸付件数: 8件								
融 資 対 象		貸付利率		融資限度額		返済期間		
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者		公庫基準金利+0.5%		新築・購入: 400万円 改良: 200万円		新築・購入: 20年以内 改良: 10年以内		
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	2,606	4,210	△1,604			(貸付金元利収入) 2,606		
トータルコスト	2,606千円 (前年度 4,210千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行う。 (継続分のみ) 平成30年度予定残高: 5,664千円、貸付件数: 8件								
対象者	公庫等から住宅資金を借り受けた者であって住宅資金の不足する者							
貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)							
貸付利率	2.1%							
住宅金融支援機構審査受託等事務費	268	268	0			(受託事業収入) 250	18	
トータルコスト	4,241千円 (前年度 4,242千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託する。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	435,850	437,850	△2,000	63,989			371,861	
トータルコスト	447,768千円 (前年度449,772千円) [正職員: 1.5人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

(1) 住宅の新築に対する支援 (最大(上限)100万円/戸、予算額256,385千円)

県内事業者により県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合、最大100万円/戸を支援する。県産CLT材活用支援を新設するほか、県産材の一層の利用促進を図るため、加算額の引上げ等を行う。(※下線部は前年度から見直した点) (単位: 千円)

区分	支援内容	交付決定見込額								
県産材活用支援	10m3以上の県産材を使用する場合、定額35万円/戸	245,000								
県産材を10m3以上使用した木造一戸建住宅の場合、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。										
【拡充】県産材中規模加算支援	20m3以上の県産材を使用する場合、定額10万円/戸	16,000								
【拡充】県産材大規模加算支援	25m3以上の県産材を使用する場合、定額10万円/戸	8,000								
県産規格材活用支援	県産規格材1万円/m3 ただし、県産材の使用量に応じた最大額は次のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>県産材使用量</td> <td>10m3以上</td> <td>20m3以上</td> <td>25m3以上</td> </tr> <tr> <td>最大額</td> <td>10万円</td> <td>13万円</td> <td>15万円</td> </tr> </table>	県産材使用量	10m3以上	20m3以上	25m3以上	最大額	10万円	13万円	15万円	58,960
県産材使用量	10m3以上	20m3以上	25m3以上							
最大額	10万円	13万円	15万円							
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額20万円/戸 (手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	20,000								
【拡充】子育て世帯等・三世帯同居等支援	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸 上記を満たし、かつ新たに三世帯同居等する世帯に該当する場合、定額20万円/戸	57,000								
【新規】県産CLT材活用支援	県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円/戸	2,000								

30年度交付決定見込額: 406,960千円、うち30年度中完了分(完成率見込: 63%): 256,385千円

(2) 住宅の改修等に対する支援 (最大(上限)50万円/戸、予算額19,600千円)

県産材を活用して既存の住宅の改修等を行う場合、県産材の利用状況に応じた支援を行う。また伝統的な技術の活用等、一定の要件を満たすものに対しては上乗せの支援により、最大50万円/戸の支援を行う。(※下線部は前年度から見直した点) (単位: 千円)

区分	支援内容	交付決定見込額
県産材活用支援	県産材を使用する場合、次の単価に応じて最大25万円/戸 ・【新規】県産CLT材を使用する場合、6千円/m2 ・構造材、下地材で0.3m3以上使用する場合、2万円/m3 ・内・外装の仕上げ材で1m2以上使用する場合、4千円/m2	15,000
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。		
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸 (大工技能/左官技能/建具技能)	4,500
【拡充】子育て世帯等・三世帯同居等支援	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸 上記を満たし、かつ新たに三世帯同居等する世帯に該当する場合、定額20万円/戸	5,000

30年度交付決定見込額: 24,500千円、うち30年度中完了分(完成率見込: 80%): 19,600千円

(3) 平成29年度交付決定済(平成30年度支払)分 (予算額: 155,865千円)

(4) 工務店等に対する支援 (補助率: 1/2(上限500千円/件)、予算額: 4,000千円)

建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携し(うち1社以上はとっとり住まいる支援事業の設計又は施行実績が必要)、県産材を活用した木造住宅の良さ等を普及する場合、その活動への支援を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

- 工務店等へのチラシ配布、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により周知が進んだことや、使いやすい制度に見直した結果、申請数が年々伸びている。
(新築交付決定数(カッコ内は県産材利用件数(内数)))
H26: 578件(440件)、H27: 776件(624件)、H28: 902件(738件)、H29見込: 900件(720件)
- 他方、一戸あたりの県産材利用量が伸び悩みを見せており、更なる県産材利用を促す対策が必要である。(新築一戸あたりの県産材利用量) H26: 14.2m3、H27: 14.0m3、H28: 13.8m3、H29: 13.2m3

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」 活バリモデル助成事業	500	1,100	△600				500	
トータルコスト	2,089千円 (前年度 2,690千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することにより、職人技の活用を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件

【基本助成】県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士(大工・左官・建具)が行う10万円以上の改修工事であること。

【追加助成】基本助成要件を満たした上で、改修部分の床面積が7㎡以上の内部改修又は外部の改修を伝統技能のうち2種以上を活用して施工すること。

ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種でも可。

○補助率: 基本助成: 1/2 (県1/2、所有者1/2)、上限50千円

追加助成: 1/2 (国1/2×45%、県1/2×55%、所有者1/2)、上限450千円

○補助対象項目及び補助単価

		補助対象項目	補助単価
基本助成		県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士が行う10万円以上の改修工事	50千円/㎡
追加助成	外部	大工技能(外壁・羽目板)	県産材を使用して見付け面積で10㎡以上下見板張りとしたもの
		左官技能(外壁・漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により10㎡以上仕上げるもの
		左官技能(塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で10㎡以上仕上げるもの
	内部	大工技能(室内造作)	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7㎡以上仕上げるもの
		左官技能(漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により7㎡以上仕上げるもの
		建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3㎡以上使用するもの

3 これまでの取組状況、改善点

- ・業界からの要望を受け、平成25年度に本制度を創設した。
- ・平成26年度、27年度にそれぞれ業界等の意見を参考に技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の改正を行った。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
鳥取県木造住宅生産者 団体活動支援事業	2,940	3,000	△60	1,323			1,617					
トータルコスト	3,735千円 (前年度 3,795千円) [正職員: 0.1人]											
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成											
工程表の政策目標 (指標)	-											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力が脆弱な県内の木造住宅生産者団体等の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>木造住宅生産者団体等が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等に資する取組に対して助成する。(補助率: 1/2)</p>												
鳥取エコハウス推進 事業	851	1,203	△352	383			468					
トータルコスト	1,646千円 (前年度 1,998千円) [正職員: 0.1人]											
主な業務内容	鳥取エコハウスの普及推進											
工程表の政策目標 (指標)	-											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県産材を多用し、本県の気候・風土に適した住宅として開発した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の普及を図り、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取エコハウス推進協議会が取り組む鳥取県型環境配慮住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェア展示(委託料)</td> <td>プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に林業者、製材業者、設計者、工務店など住まいづくりに関わる川上から川下までの事業者で構成する鳥取エコハウス推進協議会を設立し、住宅の設計、供給体制の構築及び木造住宅向けの県産材規格材の開発等に取り組み、平成24年度には、モデルルーム(組立移動式)を製作した。 平成25年以降は、協議会の運営を民間主体とし、基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣伝の実施等の活動を支援している。 									項 目	内 容	フェア展示(委託料)	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。
項 目	内 容											
フェア展示(委託料)	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。											

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 住生活総合調査事業	5,268	0	5,268	2,634			2,634	
トータルコスト	6,063千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託業務発注、委託業務指導、連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

5年に1度、国が実施する「住生活総合調査」(昭和35年より継続実施)に合わせ、本県独自の拡大調査を実施することで、県民の住宅・住生活に関する実態と意識を把握し、今後の本県の住宅政策に反映させる。また、住生活基本法に基づき都道府県が定めることとされている「住生活基本計画」の5年に1度の改定に必要な基礎資料とする。(住生活基本計画の次回改定時期: 平成32年度)

2 主な事業内容

以下の調査項目に係る県内抽出調査を実施し、今後の住宅政策等に反映させる。

- ・調査対象: 県内7,700世帯
- ・調査項目: 住宅の耐震性能・環境性能、木造住宅・中古住宅への意識、空き家問題など、県の今後の施策検討にあたり、必要な項目について調査する。

【参考: 国が実施する住生活総合調査】

住宅及び住環境に対する評価や住宅改善計画等に係る居住者の意識・意向を調査することで、国民の居住実態や住生活に関するニーズを把握する。

- ・調査対象: 県内624世帯
- ・調査項目: 現在の住環境、今後の住まい方、子育て環境、住居費、住宅の維持管理、住宅の相続など、国の今後の施策検討にあたり、必要な項目について調査する。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7402）→事業実施：水環境保全課

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道水源監視指導等事務費	922	1,561	△639				922	
トータルコスト	6,484千円（前年度 7,125千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	事業認可、水源等水道施設の監視指導、国庫補助事務（国との調整等）等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村が行う水道施設整備事業について市町村へ指導・助言等を行うとともに、水道事業についての衛生管理指導や水道法に基づいた事務を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 水道事業に係る衛生管理指導及び水道法に基づく事務（345千円） 市町村等が行う水道事業に係る許認可等手続に関する事務及び水道施設の衛生指導等を行う。</p> <p>(2) 水道水質検査方法の妥当性評価（577千円） 厚生労働省が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、衛生環境研究所で実施する水質検査方法について妥当性評価を実施する。（水質検査委託）</p>								
(新) 上下水道広域化等基盤強化事業	466	0	466				466	
トータルコスト	5,564千円（前年度 0千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	市町村との連絡調整、講演会・会議準備等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>上下水道事業の持続可能な経営に向けて、経営主体である市町村とともに、広域化・共同化等事業の基盤強化策を検討する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>有識者等による講演会等を開催し、事業の広域化やコンセッションへの理解を深めてもらうとともに、各市町村の状況に応じて、テーマや実現可能な目標、スケジュールを検討する。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7197）→事業実施：水環境保全課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業	17,199	21,900	△4,701			1,500	15,699	

トータルコスト 34,678千円（前年度 39,386千円）〔正職員：2.2人〕

主な業務内容 環境調査、普及啓発（イベント開催）等

工程表の政策目標(指標) 三大湖沼の浄化と利活用の推進

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である県内三湖沼のうち湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」、「自然再生」、「ワイズユース（賢明利用）」を目的として、「湖山池将来ビジョン推進計画」等に基づき各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業項目	予算額	内容
湖山池 環境教育事業の委託	378	湖山池情報プラザに環境教育プログラム事業の実施を委託する。
湖山池 魚斃死時の回収作業・作業員派遣	302	発生の予測がつかないコノシロ等の斃死の際に、迅速な回収を行うための委託作業員を派遣する。
湖山池 湖山池水質テレメータシステムの維持管理	5,567	塩分と溶存酸素等の管理を適正に行うため、池内等の水質をリアルタイムで観測する。
湖山池 環境モニタリング委員会開催、生態系等の各種モニタリングの実施	5,482 (8,223)	生態系等の専門家で構成する委員会の開催、水生植物、鳥類、トンボ類の継続モニタリング、池内の底質状況（ヘドロ）の全域調査を実施する。
東郷池 愛らぶ東郷池イベント等の実施	600 (1,100)	東郷池に親しみ・愛着を抱いて頂くため、住民参画による「湖沼環境モニター」や「愛らぶ東郷池」の普及啓発事業を実施する。
各湖沼共通 みんなで守る湖沼の自然環境保全補助金	1,500	自然環境の保全などの活動を実施する地域住民団体などを支援し、県民との協働による自然環境の保全や賢明な利用を推進する。（三大湖沼の周辺市町との連携事業）
各湖沼共通 植物・動物プランクトン調査事業	3,370 (4,213)	湖山池、東郷池、多鯰ヶ池のプランクトン調査を実施する。
計	17,199 (21,283)	

※（）内はそれぞれ湖山池に関する事業については鳥取市、東郷池に関する事業については湯梨浜町の負担額を含む全体事業費

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課（内線：7197）→事業実施：水環境保全課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	10,695	11,750	△1,055				10,695	
トータルコスト	26,585千円（前年度 27,646千円）〔正職員：2.0人〕							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等							
工程表の政策目標（指標）	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース（賢明利用）」の各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業内容	予算額	内 容
(1) 保全・再生施策		
・ 中海環境モニタリング検討ワーキンググループ ・ 覆砂検討ワーキンググループ （島根県連携事業）	1,800 (3,600)	・ 国土交通省、鳥取県、島根県によるワーキンググループを設置し、環境モニタリングの手法やデータの評価・分析を行う。 ・ 平成29年度から行っている底質対策（覆砂・窪地）に有効な対策等の調査・検討を継続する。
中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業への支援	1,000	・ 中海の未利用資源（海藻）を活用した新たな資源循環システムについて、民間事業者の取組を継続支援する。
米子湾における水質浄化実証実験への支援	5,000	・ 米子湾における効果的な水質浄化対策を検討するため、米子湾の水質浄化実証実験に取り組む大学等を継続支援する。
加茂川水質調査	1,435	・ 中海に流入する汚濁負荷量を把握するため、加茂川等の水質調査を実施する。
湖沼環境モニター等	160	・ 県民モニターが五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）により湖沼の環境を採点・評価する調査を行う。
計	9,395	
(2) ワイズユース（賢明利用）推進施策		
（拡充） 中海バイク&ラン （島根県連携事業）	800 (1,600)	・ 中海を利活用したイベントを実施することで、県民の中海への関心を高め、環境保全の想いを醸成する。 ・ 平成30年度から島根県と共同開催し、規模拡大を図る。
一斉清掃開始式運営業務	300	・ 一斉清掃開始式を運営する。（平成30年度は本県が運営）
こどもラムサール交流事業（島根県連携事業）	200 (400)	・ 中海で活動するこども達と他地域のラムサール湿地のこども達との交流事業を実施することで、中海の恵みを次世代へ継承するための人材育成と人的ネットワークの強化を図る。
計	1,300	
合計	10,695	

※（）内は島根県等の負担額を含む全体事業費

3 これまでの取組状況、改善点

- ・ 平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質改善や自然再生の各種施策を実施しており、汚濁負荷量は着実に減少している。長期的な水質を見ると改善傾向にあり、平成28年度にはCODの計画目標値を達成した。
- ・ 湖内負荷の削減対策や汚濁原因の解明により、効果的な対策を講じる必要がある。
- ・ ラムサール条約に係るワイズユースの推進については、平成29年度には中国四国が「ロックサイクリング」大会と中海バイク&ランをコラボ開催し、県内外から多くの参加者を集め、ワイズユース意識の高揚と利活用の促進を図った。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課（内線：7197）→事業実施：水環境保全課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中海水質流動会議等運営事業	92	212	△120				92	
トータルコスト	6,448千円（前年度 6,570千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	中海に係る水質流動会議及び中海水質汚濁防止対策協議会の運営							
工程表の政策目標（指標）	三大湖沼の浄化と利活用の推進							
事業内容の説明								
<p>中海の水質改善を図るため、鳥取・島根両県、沿岸市及び国で構成する「中海の水質及び流動会議」や、鳥取・島根両県の県議会議員等及び関係自治体で構成する「中海水質汚濁防止対策協議会」の運営及び中海の水質改善策の評価、検討を行う。</p>								
とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業	債務負担行為 4,000		債務負担行為 4,000				債務負担行為 4,000	
	6,555	6,820	△265				6,555	
トータルコスト	36,746千円（前年度 37,022千円）〔正職員：3.8人〕							
主な業務内容	地下水保全条例に関する届出事務、地下水研究プロジェクト、地下水利用協議会に関する事務							
工程表の政策目標（指標）	「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」に基づき、地下水環境の保全と利活用を図る。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者、県民の責務が果たされるよう関連事業を積極的に推進する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>								
区分	予算額	内容						
地下水研究プロジェクト	2,653	<p>○地下水モニタリング等に関する助言、指導（653千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測データの評価・解析等を行う。 <p>○平成30年度から3年計画で西部地区の解析モデルの精度向上を図る。（H30～H32：各2,000千円）</p>						
地下水利用協議会関係	3,682	<p>○地下水のモニタリング等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県所有井戸、河川流量などのモニタリングを行う。（3,602千円） ・鳥取県持続可能な地下水利用協議会へ参画する。（80千円） 						
普及啓発	220	○水循環基本法で制定された「水の日（8月1日）」を記念した啓発事業を実施する。（220千円）						
合計	6,555							

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7197）→事業実施：水環境保全課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
土壌汚染防止対策事業	120	30	90				120											
トータルコスト	3,298千円（前年度 3,209千円）[正職員：0.4人]																	
主な業務内容	土壌汚染対策法に関する許認可事務、指導・助言																	
工程表の政策目標（指標）	水・土壌環境の保全、地下水の適正管理																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>有害物質による土壌汚染に対して、土壌汚染対策法に基づき対応するなど、土壌汚染による健康影響を防止することで、安全で快適な住みよい環境を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適切に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。</p>																		
水質汚濁防止対策費	43,297	52,258	△8,961				43,297											
トータルコスト	79,050千円（前年度 88,024千円）[正職員：4.5人]																	
主な業務内容	河川、湖沼、海域及び地下水の水質調査、事業場排水調査																	
工程表の政策目標（指標）	公共用水域、事業場排水等の継続的な監視・測定・指導等を実施し、水環境を保全する。																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内の河川、湖沼、海域、地下水の水質保全を図るため、水質測定等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 水質測定計画に基づく水質測定</p> <p>県内河川（一級、二級、都市）、湖沼（東郷池、中海、ダム湖）、海域（日本海沿岸、美保湾等）の採水及び分析を行い、水質の維持・保全及び原因究明を図るとともに、県民へ健康保護や生活環境の保全の指標としてホームページ等で公開をする。</p> <p><調査地点数></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>湖沼</th> <th>海域</th> <th>地下水</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61地点</td> <td>17地点</td> <td>26地点</td> <td>47地点</td> <td>151地点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業場立入検査</p> <p>特定事業場への立入検査、排出水の採水・分析を行うとともに、分析結果に基づく指導を行い、水環境を保全する。</p>									河川	湖沼	海域	地下水	計	61地点	17地点	26地点	47地点	151地点
河川	湖沼	海域	地下水	計														
61地点	17地点	26地点	47地点	151地点														

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7206、7401）→事業実施：水環境保全課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
旧岩美鉱山鉱害防止事業	57,431	58,325	△894	42,811			14,620	
トータルコスト	66,171千円（前年度 67,068千円）[正職員：1.1人]							
主な業務内容	国庫補助申請、国及び町との調整（委託契約、支払を含む）、現場との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県が事業主体となり義務者不存在である旧岩美鉱山（岩美町荒金）の鉱害防止事業を、岩美町に委託実施する。</p> <p>坑道等から流出する重金属（鉄、銅等）を含む強酸性の坑廃水を中和処理することにより、旧岩美鉱山周辺地域の環境を改善し、貴重な自然環境を保全する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>坑廃水処理施設及び敷物たい積場の管理を岩美町に委託する。（国：3/4、県：1/4）</p> <p><参考></p> <p>例年、坑廃水を中和処理した際に残る敷物の売却代金を収入している。（平成28年度売却益：36,426円）</p>								
水・大気環境課管理運営費	20,706	23,597	△2,891				20,706	
トータルコスト	20,706千円（前年度 23,597千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
水・大気環境課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に要する事務的経費。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7401）→事業実施：水環境保全課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
旧太宝鉱山鉱害防止事業	663	612	51				663	
トータルコスト	1,458千円（前年度 1,407千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

旧太宝鉱山（岩美町荒金）における坑廃水処理事業者による坑廃水処理を支援することにより、鉱害防止を図る。

2 主な事業内容

公益財団法人資源環境センター（全国の最終鉱業権者が拠出し設立した法人）が実施する旧太宝鉱山の坑廃水処理事業について、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用の一部を補助する。

※総事業費の1%をセンターが負担（義務者の行為に起因する汚染分）し、99%に係る分（義務者の行為に起因しない汚染分）について、国と県がそれぞれで負担。（国3/4、県1/4）

（単位：千円）

事業費A	内訳		
	事業者負担	国負担	県負担
	$A \times 1\%$	$A \times 99\% \times 3/4$	$A \times 99\% \times 1/4$
2,677	27	1,987	663

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課（内線：7402、7206）→事業実施：水環境保全課

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置費補助事業	7,023	12,110	△5,087				7,023	
トータルコスト	8,612千円 (前年度 13,700千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	周知説明、申請書の受付、審査、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の整備を推進する。

2 主な事業内容

(1) 個人設置型浄化槽への補助 (6,924千円)

浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助する市町村（浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。）に対し、その費用の一部を補助する。

- ・補助対象経費 国が定める設置基準額の40%
- ・国庫補助率 補助対象経費(40%)の1/3 (=設置基準額の13.3%)
- ・県費補助内容

国基準額の13.3% + 市町村単独嵩上の1/2 (上限：国基準額の10%)

(2) 市町村設置型浄化槽への補助 (99千円)

市町村が自ら浄化槽を設置する場合に、その費用の一部を補助する。

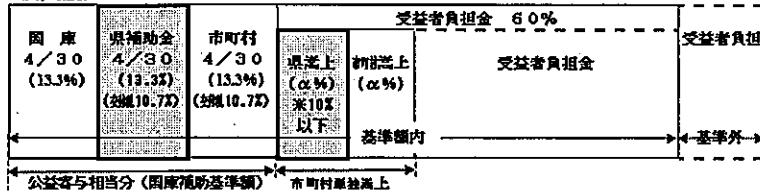
- ・前年度事業費の5% (上限：事業年度に起債償還のための基金に積み立てた額)

<合併浄化槽設置補助実績>

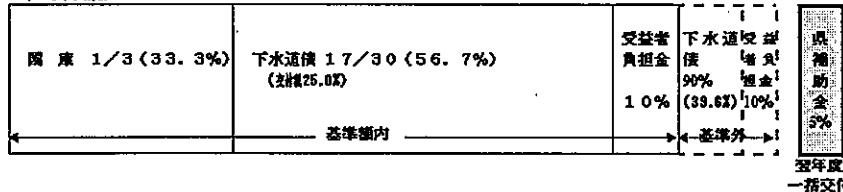
(単位：基)

種類	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29見込
個人設置型	10市町 69	9市町 52	9市町 36	9市町 40	8市町 53
市町村設置型	1市町 3	1市町 1	1市町 2	1市町 1	-

●個人設置型



●市町村設置型



平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7402、7401）→事業実施：水環境保全課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水需給動態調査費	228	239	△11	228				
トータルコスト	1,023千円（前年度 1,034千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	水需給の調査、国（国土交通省）への報告							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの渇水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。（国土交通省委託事業）								
災害時協力井戸登録制度運営費	35	351	△316				35	
トータルコスト	1,624千円（前年度 1,941千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	協力井戸の募集、水質検査の実施、協力井戸の登録、井戸マップの作成							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
鳥取県災害時協力井戸登録制度実施要綱に基づき、災害時に生活用水（トイレ、洗濯、掃除等に利用する飲用水以外の水）を提供することが可能である県民及び県内企業が所有する井戸を協力井戸として登録し、災害時の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図る。								
合併処理浄化槽設置推進事業	377	482	△105	38		(手数料) 339		
トータルコスト	17,062千円（前年度 17,173千円）[正職員：2.1人]							
主な業務内容	届出受理、指導・監督、連絡調整、交付金事務							
工程表の政策目標（指標）	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							
事業内容の説明								
合併処理浄化槽の設置推進、台帳整備及び浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発を行う。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7402）→事業実施：水環境保全課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 生活基盤施設耐震化等事業(水道)	78,486	229,749	△151,263	77,986			500	
トータルコスト	83,253千円（前年度234,518千円）[正職員：0.6人]							
主な業務内容	交付金事務（国との調整、市町村との調整等）							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道施設等の整備を行う。

2 主な事業内容

(1) 水道施設整備等事業 (77,486千円)

(単位：千円)

新規/継続 区分	事業主体	全体事業計画			平成30年度事業	
		事業概要	期間	総事業費	事業概要	事業費
継続	岩美町	老朽管更新	H27～H36	807,981	老朽管更新	34,000
継続	若桜町	統合簡易水道	H27～H31	727,978	統合簡易水道	43,486
本年度予算額計						77,486 (全額国庫補助金)

※補助率：国1/4, 1/3, 4/10、市町村3/4, 2/3, 6/10（事業内容等により異なる）

(2) 水道施設整備事業に係る市町村との連絡調整費 (1,000千円)

市町村等の水道事業者が実施する国庫補助・交付金事業に関して、生活基盤施設耐震化計画策定への助言等、国・市町村との連絡調整等を行う。（国庫補助、交付金：1/2）

平成30年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

2目 土地改良費

水・大気環境課（内線：7401）→事業実施：水環境保全課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農林漁業集落排水事業推進基金造成事業	3,212	11,523	△8,311				3,212	
トータルコスト	4,007千円（前年度 12,318千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の受付・審査、補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を推進する。							

事業内容の説明

市町村が農林漁業集落排水事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた借入金の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付することにより、当該事業の促進を図る。

※新規の交付決定は、平成23年度で終了し、平成24年度以降は過年度交付決定分の交付のみ。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	28,000	24,000	4,000	28,000				
トータルコスト	28,795千円（前年度 24,795千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標（指標）	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

経過年数の長期化を迎えている既存農業集落排水施設の機能診断を行うとともに、各施設の適時・適切な修繕・更新計画を検討した最適整備構想を策定する。（国：10/10）

実施市町村 2市（機能診断調査：8処理区、最適整備構想：2構想）

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業主体	地区名	項目		備考
		機能診断調査	最適整備構想	
鳥取市	鳥取	16,000	4,000	8処理区
米子市	米子	—	8,000	
計		16,000	12,000	
			28,000	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

2目 土地改良費

水・大気環境課（内線：7401）→事業実施：水環境保全課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業集落排水事業	187,111	45,829	141,282	180,000			7,111	
トータルコスト	190,329千円（前年度49,082千円）[正職員：1.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農業用排水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため農業集落排水施設の整備・改築を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	地区名	事業箇所	全体計画			H30年度事業費		H31以降 残事業費
			破線下段：末端事業費			破線下段：末端事業費		
			事業概要	期間	事業費	事業概要	事業費	
【団体営】 農業集落 排水事業	東郷	鳥取市	処理施設改築：1箇所	H29		処理施設改築：1箇所		
			管路：L=5,420m	～	247,000		64,500	165,426
			ポンプ施設：5箇所	H34	494,000		129,000	330,852
	若桜	若桜町	警報装置改築：31箇所	H30		警報装置改築：22箇所		
				～	36,500		25,450	11,050
			H31	73,000		50,900	22,100	
関金	倉吉市	処理施設改築：1箇所	H30		処理施設改築：1箇所			
		警報装置改築：32箇所		24,000	警報装置改築：32箇所	24,000	-	
				48,000	測量試験費：1式	48,000	-	
穴鴨	三朝町	処理施設改築：1箇所	H30		警報装置改築：2箇所			
		警報装置改築：2箇所	～	16,400	測量試験費：1式	2,550	13,850	
			H31	32,800		5,100	27,700	
上野 末吉	大山町	処理施設改築：1箇所	H29		処理施設改築：1箇所			
		管路：L=973m	～	97,350		63,500	27,640	
		ポンプ施設：2箇所	H31	194,700		127,000	55,280	
							180,000	
							H30年度事業費合計	360,000

※国1/2、市町村等1/2

※人件費（一般職員1名分）は全額県費（7,111千円）

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

4目 下水道費

水・大気環境課(内線:7400、7401、7402)→事業実施:水環境保全課

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	212	1,731	△1,519				212	
トータルコスト	1,007千円 (前年度 4,115千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	委託業務の発注、補助金・負担金の支払、会議出席							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
下水道事業に係る資材価格の調査等を行い、標準的な単価を策定する。								
公共下水道推進基金 造成事業	6,912	11,698	△4,786				6,912	
トータルコスト	7,707千円 (前年度 12,478千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	申請書の受付、審査、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							
事業内容の説明								
市町村が公共下水道の整備に要する経費の財源に充てるため発行した地方債の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付することにより、公共下水道整備の促進を図る。(補助金額:前年度実績に3~7%を乗じて得た額を上限) ※新規の交付決定は、平成25年度で終了し、平成26年度以降、過年度交付決定分の交付のみ。								
下水道事業等連絡調整費	2,829	2,894	△65	2,829				
トータルコスト	11,569千円 (前年度 11,637千円) [正職員:1.1人]							
主な業務内容	申請書の受付、審査、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
市町村が行う下水道事業について、連絡調整並びに指導及び助言を行う。								
天神川流域下水道事業特別会計繰出金	10,921	6,380	4,541				10,921	
トータルコスト	10,921千円 (前年度 6,380千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	繰出金の支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の建設事業に係る特別会計への繰出金。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

水・大気環境課（内線：7206）→事業実施：環境立県推進課

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	(124,247)	(436,918)	(△312,671)	(124,241)		(6)		
トータルコスト	144,110千円（前年度 456,788千円）〔正職員：2.5人、非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	島根原発に係る環境放射能等モニタリング業務、原子力環境センター運用等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の交付金により整備した島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリングの拠点施設「鳥取県原子力環境センター」（平成29年11月完成）を活用して、島根原子力発電所30km圏内の環境放射能のモニタリングを行い、平常時の放射線量や環境試料等の放射能レベルを把握するとともに、センターの運用に必要な機材の整備及び人材の育成を行う。

2 主な事業内容

(1) 島根原子力発電所30km圏内の環境試料における平常時モニタリング（5,681千円）

県民の安全を守るため、島根原子力発電所に起因する放射性物質による環境への影響及び放射線量等の推定・評価を行うため、毎年度定める測定計画に基づき調査を行う。

(2) 機器整備（107,801千円）

陸水や土壌等の環境試料中に含まれるセシウムやヨウ素等の放射性核種分析に要する機器及び分析精度の向上に資する機器等を整備する。（概ね平成30年度で終了）。

(3) 人材育成（2,715千円）

緊急時モニタリング等に関する知見を得るため、立地県等と情報交換するとともに、環境放射能の分析技術を習得する。

(4) 管理運営（8,050千円）

センターの設備及び分析機器等の保守を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

原子力環境センターにおいて緊急時防護措置の判断に最低限必要な体制を整備し、平常時モニタリングや緊急時モニタリング訓練等を実施している。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課（内線：7206）→事業実施：環境立県推進課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 （基金繰入金）	一般財源	
（新） 鳥取県の美しい星空 が見える環境の保全 と活用事業	(20,083)	(0)	(20,083)	(10,041)		(10,042)		
トータルコスト	43,918千円（前年度0千円）〔正職員：3.0人〕							
主な業務内容	星空環境保全に関する環境教育・地域振興、星空保全地域への支援等							
工程表の政策目標（指標）	-							

〔「地方創生推進交付金」及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業〕

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年11月議会で成立した「鳥取県星空保全条例」（施行：平成30年4月1日）に基づく具体的な取組を着実に推進するため、普及啓発を行うほか、環境教育活動及び光害防止に対する支援や星空を活用した地域振興策に対する支援を行う。

2 主な事業内容

I 一 星空保全地域内の取組（4,600千円）

- ① 光害防止対策への支援（2,600千円）
 - ・「星空保全照明基準」に基づく屋外照明器具の改修又は交換を支援する。〈補助率：1/2〉
- ② 環境教育・地域振興事業等への支援（2,000千円）
 - ・地元市町村や住民等が実施するイベント・星空観察会等の取組を支援する。〈補助率：1/2（市町村）、10/10（住民等）上限額：500千円〉

II 一 全県的な取組（15,483千円）

- ① 星空観察会等の環境教育活動を充実させる措置（2,468千円）
 - ・環境教育活動に必要な機器の充実
望遠鏡、双眼鏡を購入し、主な県立自然学習施設に設置するとともに、貸出用機材を整備する。
 - ・ライブプラネタリウム用機材の整備
多くの県民や子ども達と一緒に楽しみながら、星空や天体を観察できるよう「ライブプラネタリウム」用機材（カメラ、望遠鏡、液晶ディスプレイ）を整備する。
 - ・星空や星の説明ができる人材を養成するための研修を開催する。
- ② 星空保全・光害防止の普及啓発イベント（1,000千円）
 - ・県民に星空保全への理解を深めていただくため、著名人を招へいし、県内外の天文専門家によるシンポジウムを開催する。
- ③ 条例の広報（他事業予算対応）
 - ・新聞広告等により条例の周知を図る。
- ④ LED防犯灯新設・更新時の光害防止型製品導入への支援（12,000千円）
 - ・従来の市町村、自治会等による防犯灯を新設する際の支援に加え、更新についても拡充して支援することとし、要件として光の指向性が高く上空への光の漏れが少ないタイプのLED防犯器具の導入促進を図る。〈補助率：市町村負担の1/4〉
- ⑤ 顕彰
 - ・星空保全の推進や星空を活用した地域振興に顕著な功績のあった県内の個人・団体を顕彰する。（15千円）

3 これまでの取組状況、改善点

- ・本県の美しい星空が見える良好な星空環境を県民の貴重な財産として保全するため、条例を制定するとともに、「星取県推進特命チーム」を立ち上げ、条例内容の周知や、地域振興、環境教育、産業振興等に活かす取組を部局横断的に展開している。
- ・キャラバンやイベントの実施により、子どもを含む多くの県民に、楽しみながら条例や星空についての理解を深めていただいております。併せて地元説明や審議会を開催し、星空保全地域指定の準備を進めている。

【参考：他部局・他課関連予算】

- ・観光誘客等（34,650千円）
 - 星取県にかかる情報発信、受入体制整備（雨天時等の代替メニューの開発）等
- ・環境教育の推進（5,175千円）
 - 子供向けのプラネタリウムプログラムの開発、社会教育施設等への機器整備及び観察会等
- ・企業の開発支援（枠予算対応）
 - 星取県を活かした商品や製品の研究開発等
- ・誘客看板等の整備（17,600千円）
 - 道の駅への星空スポット看板の設置、星空スポットへの誘客看板の設置等

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費 水・大気環境課（内線：7206、7401）→事業実施：環境立県推進課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染化学物質対策事業	(21,844)	(21,844)	(0)	(381)			(21,463)	
トータルコスト	29,789千円（前年度 29,792千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	届出の受理、立入検査・指導、化学物質の環境中濃度の測定							
工程表の政策目標（指標）	一般大気環境の汚染状況を測定し、県民等への情報提供を進めるとともに、工場、事業場等への監視・指導等を実施し、大気環境を保全する。							

事業内容の説明

一般環境中における環境汚染化学物質（ダイオキシン類）の汚染実態の把握を継続して行うとともに、発生源施設の適正化指導等を行い、排出抑制対策に取り組む。

また、特定の生物（スズキ、カワウ）に含まれる化学物質の実態調査を実施する。（環境省委託事業）

（単位：千円）

区 分	予算額	事業内容
ダイオキシン対策事業	18,236	一般環境中の常時監視、廃棄物焼却施設等への立入検査及び排ガス・排出水等の検査を行う。
化学物質環境実態調査	381	環境省から委託を受けて化学物質の環境汚染調査を実施する。（鳥取県ではスズキ、カワウを対象に調査）
環境ホルモン調査事業	2,336	県内水域の濃度調査を実施、汚染実態の把握を行う。 （隔年実施）
（新）水銀濃度検査業務	891	水銀排出施設等において、水銀濃度測定調査を実施する。
計	21,844	

放射能調査	(19,901)	(16,297)	(3,604)	(19,895)	(雑入) (6)			
トータルコスト	25,463千円（前年度 21,861千円）〔正職員：0.7人、非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	環境放射能測定、測定結果取りまとめ、委託報告書作成							
工程表の政策目標（指標）	一般大気環境の汚染状況を測定し、県民等への情報提供を進めるとともに、工場、事業場等への監視・指導等を実施し、大気環境を保全する。							

事業内容の説明

原子力発電施設の放射線監視成果の精度を高め、放射能の影響の正確な評価を行うため、環境放射能水準調査を実施する。（原子力規制庁委託事業）

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課（内線：7206）→事業実施：環境立県推進課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大気汚染防止対策事業	(18,059)	(29,202)	(△11,143)				(18,059)	
トータルコスト	41,894千円（前年度 53,046千円）[正職員：3.0人]							
主な業務内容	大気汚染状況の調査、大気汚染物質の発生源施設に対する指導							
工程表の政策目標（指標）	一般大気環境の汚染状況を測定し、県民等への情報提供を進めるとともに、工場、事業場等への監視・指導等を実施し、大気環境を保全する。							

事業内容の説明

環境基本法、大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例等を適正に履行することにより大気汚染の防止を図る。

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
ばい煙調査事業	2,358	ばい煙発生施設等の立入検査、排ガス測定及び指導を行う。
有害大気汚染物質調査事業	5,020	ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の測定を行う。
大気汚染物質調査事業	10,681	微小粒子物質（PM2.5）、光化学オキシダント及び二酸化窒素等の大気環境基準が設定された物質の常時監視を行う。
計	18,059	

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳	備考
騒音・振動・悪臭防止対策事業	(3,440)	(3,826)	(△386)		(3,440)
トータルコスト	12,180千円（前年度 12,569千円）[正職員：1.1人]				
主な業務内容	自動車騒音常時監視、航空機騒音調査、苦情・相談等に対する助言等				
工程表の政策目標（指標）	—				

事業内容の説明

環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、実態調査、規制地域・規制基準の見直しの検討、環境基準の類型指定の見直し及び追加指定の検討、環境影響評価等に係る指導等を行う。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳	備考
ウラン残土たい積場環境調査	(3,898)	(4,351)	(△453)	(3,707)	(191)
トータルコスト	4,693千円（前年度 5,146千円）[正職員：0.1人]				
主な業務内容	放射能測定、検体採取、専門家会議事務局事務、契約事務				
工程表の政策目標（指標）	—				

事業内容の説明

捨石たい積場周辺環境保全に関する協定書等に基づき、各捨石たい積場の放射能測定調査を実施し、調査結果の評価を行うため、鳥取県放射能調査専門家会議を開催する。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課（内線：7206）→事業実施：環境立県推進課

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
石綿飛散防止対策事業	(535)	(1,009)	(△474)				(535)	
トータルコスト	28,343千円（前年度 28,827千円）[正職員：3.5人]							
主な業務内容	届出の受理、立入検査・指導、石綿の大気環境中の濃度測定							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
県民の石綿粉じんによる健康被害を防止するため、大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止条例に基づき、解体等工事業者、建築物所有者への立入検査及び指導を行うとともに、環境大気中の石綿粉じん濃度調査を行う。								
化学物質管理促進事業	(50)	(65)	(△15)				(50)	
トータルコスト	2,443千円（前年度 2,449千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	届出書の受付・国への送付、未届事業者への届出の督促、データの公表							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づく国への届出事務を行う。								
酸性雨調査事業	(1,577)	(1,067)	(510)	(828)			(749)	
トータルコスト	7,139千円（前年度 6,631千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	酸性雨モニタリング、樹木衰退度調査							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
県内の降水の酸性度等を把握するための調査（県単独事業）及び酸性雨が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査（環境省委託事業）を実施する。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所地域振興局（電話0859-31-9372）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	422	422	0				422	
トータルコスト	2,011千円（前年度 2,012千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料・電気代の支払、関係団体との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
平成19年度に設置した県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行う。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9325)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
大山オオタカの森 保全事業	9,556	9,042	514	4,004		1,050	4,502	
トータルコスト	11,145千円 (前年度 9,837千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	管理委託契約事務、管理委託監督業務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、当該マツ林においてオオタカの営巣環境に適した環境整備及び松食い虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業	予算額	内容
営巣環境整備	9,556	マツ林の更新伐、下刈り、伐木の売却、松食い虫被害木の駆除
計	9,556	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9320)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館管理運営費	30,000	31,473	△1,473				30,000	
トータルコスト	33,178千円 (前年度 34,652千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	予算額	内容						
指定管理料	30,000	指定管理者：一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄 指定期間：5年間 (平成29年4月1日～平成34年3月31日) 委託料総額(5年分)：150,000千円						

平成30年度当初予算に関する調

予算関係 生活環境部(単位:千円)

事業名	平成29年度 当初計上予算額 (A)	平成30年度 当初計上予算額 (B)	財源			B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他 一般財源			
一般公共事業	363,878	501,921	376,147	<91,300>	10,774	137.9%	県費負担 10,774	
水道事業	229,749	78,486	77,986		500	34.2%	県費負担 500	岩美町、若桜町
農業集落排水事業	45,829	187,111	180,000		7,111	408.3%	県費負担 7,111	
県営農業集落排水事業	-	-				-		
団体営農業集落排水事業	45,829	187,111	180,000		7,111	408.3%	県費負担 7,111	東郷(鳥取市)、若桜(若桜町)、関金(倉吉市)、穴鴨(三朝町)、上野末吉(大山町)
公園事業	88,300	236,324	118,161	<91,300>	3,163	267.6%	県費負担 94,463	公園施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化(布勢総合運動公園) 公園内照明のLED化(東郷湖羽合臨海公園)
県公共事業	99,665	172,271		<14,700>	151,271	172.9%	県費負担 165,971	
農業集落排水事業	-	-				-		
県営農業集落排水事業	-	-				-		
団体営農業集落排水事業	-	-				-		
公園事業	99,665	172,271		<14,700>	151,271	172.9%	県費負担 165,971	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
(一般公共+単独)	463,543	674,192	376,147	<106,000>	162,045	145.4%	県費負担 176,745	
天神川流域下水道事業	526,530	537,380	334,900	<31,584>	(負担金) 99,475	102.1%	県費負担 40,589	天神浄化センター
生活環境部合計	990,073	1,211,572	711,047	<137,584>	171,050	122.4%	県費負担 217,334	

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源または繰入金の金額を加算したものである。

平成30年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	平成30年度 事業費 (千円)	平成30年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業(水道)	岩美町	27~36	260,755 (807,981)	老朽管更新	34,000 (102,000)	老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業(水道)	若桜町	27~31	230,641 (727,978)	統合簡易水道	43,486 (134,730)	統合簡易水道
団体営 農業集落排水事業	とうごう 東郷 (鳥取市)	29~34	247,000 (494,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=5,420m ポンプ施設:5箇所	64,500 (129,000)	処理施設改築:1箇所
団体営 農業集落排水事業【新規】	わかさ 若桜 (若桜町)	30~31	36,500 (73,000)	警報装置改築:22箇所	25,450 (50,900)	警報装置改築:22箇所
団体営 農業集落排水事業【新規】	せまがね 関金 (倉吉市)	30	24,000 (48,000)	処理施設改築:1箇所 警報装置改築:32箇所	24,000 (48,000)	処理施設改築:1箇所 警報装置改築:32箇所 測量試験費:1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	あなかも 穴鴨 (三朝町)	30~31	16,400 (32,800)	処理施設改築:1箇所 警報装置改築:2箇所	2,550 (5,100)	警報装置改築:2箇所 測量試験費:1式
団体営 農業集落排水事業	うえのすよし 上野末吉 (大山町)	29~31	97,350 (194,700)	処理施設改築:1箇所 管路:L=973m ポンプ施設:2箇所	63,500 (127,000)	処理施設改築:1箇所
単県 都市公園維持費【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市)	30	46,516	施設修繕:5箇所	46,516	施設修繕:5箇所
単県 都市公園維持費【新規】	とうごうこほわい 東郷湖羽合 りんかいとうえん 臨海公園 (湯梨浜町)	30	26,263	施設修繕:4箇所	26,263	施設修繕:4箇所
単県 都市公園維持費【新規】	えんちようえん 燕趙園 (湯梨浜町)	30	20,892	施設修繕:2箇所	20,892	施設修繕:2箇所
単県 布勢総合運動公園機能向上推進事業【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市)	29~32	380,000	工事:6箇所	78,600	工事:1箇所
県立都市公園移動円滑化推進事業	ふせ 布勢 (鳥取市)	29~32	245,000	工事:7箇所	192,324	工事:3箇所
県立都市公園LED化推進事業【新規】	とうごうこほわい 東郷湖羽合 りんかいとうえん 臨海公園 (湯梨浜町)	30	20,000	工事:1箇所	20,000	工事:1箇所
公園施設長寿命化事業【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市) ほか	30~34	154,000	老朽公園施設更新	24,000	健全度調査及び計画策定
合計	13地区		1,805,317 (2,378,459)		666,081 (596,730)	上段 : 県予算 下段(): 市町村事業費

(注) 国の認証等により変更になる場合がある。

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位: 千円)

節	款項目	2款 総務費							
			うち生活環境部						
			2項 企画費			6項 防災費			
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費		1目 防災総務費		
1	報酬	533,595	7,536	5,218		948	4,270	2,318	2,318
2	給料	2,962,024	15,304	15,304	15,304				
3	職員手当等	3,953,733	7,708	7,708	7,708				
4	共済費	1,124,956	6,458	6,084	5,432		652	374	374
5	災害補償費	500							
6	恩給及び退職年金	10,601							
7	賃金	20,316							
8	報償費	239,616	272	272		272			
9	旅費	231,689	2,773	572		291	281	2,201	2,201
	費用弁償	20,618	341	341		169	172		
	普通旅費	165,644	2,339	138		29	109	2,201	2,201
	特別旅費	45,427	93	93		93			
10	交際費	2,800							
11	需用費	609,919	4,065	226		71	155	3,839	3,839
12	役務費	559,289	702	195		140	55	507	507
13	委託料	4,605,904	7,880	773			773	7,107	7,107
14	使用料及び賃借料	809,105	459	399		200	199	60	60
15	工事請負費	1,019,983							
16	原材料費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費	322,670	107,801					107,801	107,801
19	負担金、補助及び交付金	8,587,786	23,449	23,159		9,153	14,006	290	290
20	扶助費								
21	貸付金								
22	補償、補填及び賠償金	1,800							
23	償還金、利子及び割引料	170,200							
24	投資及び出資金								
25	積立金	109,211							
26	寄附金								
27	公課費	278							
28	繰出金								
	予備費								
	計	25,875,975	184,407	59,910	28,444	11,075	20,391	124,497	124,497
財	国庫支出金	1,796,458	124,241					124,241	124,241
源	地方債	1,720,000							
内	その他	2,397,219	382	376	1	363	12	6	6
訳	一般財源	19,962,298	59,784	59,534	28,443	10,712	20,379	250	250

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	3款 民生費				
			うち生活環境部			
				1項 社会福祉費		
				1目 社会福祉総 務費	7目 消費者支援 対策費	
1	報酬	357,491	4,905	4,905	200	4,705
2	給料	1,568,660	19,130	19,130		19,130
3	職員手当等	894,579	9,635	9,635		9,635
4	共済費	595,502	7,472	7,472		7,472
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金	288				
8	報償費	57,240	1,453	1,453	90	1,363
9	旅費	57,936	3,179	3,179	455	2,724
	費用弁償	7,335	507	507	57	450
	普通旅費	28,703	1,754	1,754	254	1,500
	特別旅費	21,898	918	918	144	774
10	交際費	100				
11	需用費	155,756	4,674	4,674	320	4,354
12	役務費	73,804	2,300	2,300		2,300
13	委託料	3,342,086	35,755	35,755		35,755
14	使用料及び賃借料	55,791	1,710	1,710	110	1,600
15	工事請負費	62,176				
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	24,685	6	6		6
19	負担金、補助及び交付金	31,846,388	31,182	31,182	12,300	18,882
20	扶助費	1,720,094				
21	貸付金	40,580	20	20		20
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金	201,708	4	4		4
26	寄附金	950				
27	公課費	100				
28	繰出金	3,345,817				
	予備費					
	計	44,401,731	121,425	121,425	13,475	107,950
財	国庫支出金	2,806,084	19,841	19,841	2,791	17,050
源	地方債	298,000				
内	その他	3,083,658	5,952	5,952		5,952
訳	一般財源	38,213,989	95,632	95,632	10,684	84,948

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4 款 衛生費								
	款項目	うち生活環境部							
			1 項 公衆衛生費			2 項 環境衛生費			
			1 目 公衆衛生総務費	3 目 予防費	6 目 衛生環境研究所費		1 目 環境衛生総務費		
1	報酬	139,920	58,443	16,765		10,506	6,259	41,678	
2	給料	1,392,664	703,984	110,954	110,954			397,904	397,904
3	職員手当等	814,491	360,966	57,103	57,103			204,791	204,791
4	共済費	512,954	258,884	42,076	39,382	1,696	998	147,550	141,232
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	貸金	343	343					343	
8	報償費	39,104	12,416	422		266	156	11,994	
9	旅費	60,398	29,258	4,759		1,024	3,735	24,499	
	費用弁償	7,655	3,267	304		220	84	2,963	
	普通旅費	31,943	18,194	3,865		340	3,525	14,329	
	特別旅費	20,800	7,797	590		464	126	7,207	
10	交際費	100	100					100	
11	需用費	208,450	104,528	53,017		2,225	50,792	51,511	
12	役務費	62,534	29,891	7,208		3,465	3,743	22,683	
13	委託料	1,058,339	563,819	97,386		23,740	73,646	466,433	
14	使用料及び賃借料	72,475	45,649	4,841			4,841	40,808	
15	工事請負費	310,478	310,478					310,478	
16	原材料費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費	13,739	9,448	554			554	8,894	
19	負担金、補助及び交付金	4,723,347	411,623	8,647		8,551	96	402,976	
20	扶助費	1,131,233							
21	貸付金	1,087,406	14,521					14,521	
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積立金	496,075	8,317					8,317	
26	寄附金	52,376	18,176					18,176	
27	公課費	44							
28	繰出金								
	予備費								
	計	12,176,470	2,940,844	403,732	207,439	51,473	144,820	2,173,656	743,927
財	国庫支出金	2,080,822	436,579	2,788			2,788	433,791	5,227
源	地方債	172,000	171,000					171,000	
内	その他	905,816	250,440	30,275	16,606	2,058	11,611	220,165	58,509
訳	一般財源	9,017,832	2,082,825	370,669	190,833	49,415	130,421	1,348,700	680,191

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費				
		うち生活環境部				
		2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費	
1	報酬	2,265	314	39,099		
2	給料				195,126	195,126
3	職員手当等				99,072	99,072
4	共済費	354		5,964	69,258	69,258
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金			343		
8	報償費	4,456	447	7,091		
9	旅費	2,886	576	21,037		
	費用弁償	28	27	2,908		
	普通旅費	2,161	433	11,735		
	特別旅費	697	116	6,394		
10	交際費			100		
11	需用費	20,353	1,041	30,117		
12	役務費	2,145	480	20,058		
13	委託料	8,978	643	456,812		
14	使用料及び賃借料	2,435	357	38,016		
15	工事請負費			310,478		
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	936		7,958		
19	負担金、補助及び交付金	20,310	23,974	358,692		
20	扶助費					
21	貸付金			14,521		
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金			8,317		
26	寄附金			18,176		
27	公課費					
28	繰出金					
	予備費					
	計	65,118	27,832	1,336,779	363,456	363,456
財	国庫支出金	12,440	8,494	407,630		
源	地方債			171,000		
内	その他	33,646	1,797	126,213		
訳	一般財源	19,032	17,541	631,936	363,456	363,456

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費										
	款項目	うち生活環境部									
			1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費			
			6目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費			
1	報酬	384,690	8,577					8,577	8,577		
2	給料	2,452,466	3,826			3,826	3,826				
3	職員手当等	1,244,561	1,927			1,927	1,927				
4	共済費	926,623	2,734			1,358	1,358	1,376	1,376		
5	災害補償費										
6	恩給及び退職年金										
7	貸金	816									
8	報償費	44,239	822					822	822		
9	旅費	86,437	1,011	292	180	112		719	719		
	費用弁償	5,461	68					68	68		
	普通旅費	73,808	645	292	180	112		353	353		
	特別旅費	7,168	298					298	298		
10	交際費	100									
11	需用費	446,482	8,209	337	50	287		7,872	7,872		
12	役務費	118,669	798	178	130	48		620	620		
13	委託料	2,249,631	99,138					99,138	99,138		
14	使用料及び賃借料	122,147	2,025	193	140	53		1,832	1,832		
15	工事請負費	3,323,549									
16	原材料費	3,668									
17	公有財産購入費	5,450									
18	備品購入費	91,504	77					77	77		
19	負担金、補助及び交付金	9,475,984	216,785				211,212	211,212	5,573	5,573	
20	扶助費										
21	貸付金	432,816									
22	補償、補填及び賠償金	57,500									
23	償還金、利子及び割引料	100,468									
24	投資及び出資金	10									
25	積立金	534,909									
26	寄附金										
27	公課費	368									
28	繰出金	185,136									
	予備費										
	計	22,288,223	345,929	1,000	500	500	218,323	218,323	126,606	126,606	
財	国庫支出金	6,976,218	254,989	159		159	208,000	208,000	46,830	46,830	
源	地方債	2,019,000									
内	その他	2,241,601	5,866	126		126			5,740	5,740	
訳	一般財源	11,051,404	85,074	715	500	215	10,323	10,323	74,036	74,036	

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	7款 商工費		うち生活環境部					
	款項目		2項 工鉱業費			3項 観光費		
				1目 工鉱業総務 費	4目 計量検定費		1目 観光費	
1	報酬	84,743	14,178				14,178	14,178
2	給料	382,600	11,478	11,478	11,478			
3	職員手当等	192,700	5,781	5,781	5,781			
4	共済費	172,536	6,313	4,074	4,074		2,239	2,239
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	貸金							
8	報償費	411,135	202	60		60	142	142
9	旅費	71,248	3,251	700		700	2,551	2,551
	費用弁償	13,350	500				500	500
	普通旅費	43,974	2,586	700		700	1,886	1,886
	特別旅費	13,924	165				165	165
10	交際費	200						
11	需用費	55,162	6,194	800		800	5,394	5,394
12	役務費	52,209	3,519	631		631	2,888	2,888
13	委託料	770,720	35,364	420		420	34,944	34,944
14	使用料及び賃借料	154,775	5,921	670		670	5,251	5,251
15	工事請負費	93,424						
16	原材料費							
17	公有財産購入費							
18	備品購入費	3,100	100				100	100
19	負担金、補助及び交付金	10,998,925	59,373	16		16	59,357	59,357
20	扶助費							
21	貸付金	2,975,468						
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	131,218						
24	投資及び出資金	1,500						
25	積立金							
26	寄附金							
27	公課費							
28	繰出金	8,662						
	予備費							
	計	16,560,325	151,674	24,630	21,333	3,297	127,044	127,044
財源内訳	国庫支出金	253,192						
	地方債	2,576,000						
	その他	841,224	3,535	3,297		3,297	238	238
	一般財源	12,889,909	148,139	21,333	21,333		126,806	126,806

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費						
	款項目	うち生活環境部					
		1項 土木管理費	4目 建築指導費		5項 都市計画費		1目 都市計画総務費
1 報酬	307,063	41,620	220		220	860	496
2 給料	2,035,432	241,038	19,130	19,130		11,478	7,652
3 職員手当等	1,026,671	121,406	9,635	9,635		5,781	3,854
4 共済費	769,602	90,166	6,790	6,790		4,074	2,716
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 貸金	493	493					
8 報償費	8,074	479	36		36	413	
9 旅費	41,485	5,525	649		649	978	112
費用弁償	2,754	688	255		255	112	112
普通旅費	36,499	4,226	64		64	586	
特別旅費	2,232	611	330		330	280	
10 交際費	100						
11 需用費	581,938	57,576	1,456		1,456	833	
12 役務費	160,440	12,215	75		75	1,068	
13 委託料	7,121,183	943,781	4,951		4,951	552,334	
14 使用料及び賃借料	231,944	16,846	1,417		1,417	3,358	
15 工事請負費	19,750,490	1,221,159				344,280	
16 原材料費	10,261						
17 公有財産購入費	436,344						
18 備品購入費	400,309	22,675	32		32	22,543	
19 負担金、補助及び交付金	9,825,120	1,069,218	127,839		127,839	16,126	
20 扶助費							
21 貸付金	3,183	3,183					
22 補償、補填及び賠償金	1,187,992	7,152					
23 償還金、利子及び割引料	4,000						
24 投資及び出資金							
25 積立金	162,835	162,835					
26 寄附金							
27 公課費	8,082						
28 繰出金	10,921	10,921				10,921	
予備費							
計	44,083,962	4,028,288	172,230	35,555	136,675	975,047	14,830
財 国庫支出金	12,039,964	610,961	4,279		4,279	124,530	3,540
源 地方債	16,921,000	587,000				136,000	
内 そ の 他	1,892,933	1,065,926	4,610		4,610	21,712	608
訳 一般財源	13,230,065	1,764,401	163,341	35,555	127,786	692,805	10,682

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費					生活環境部 合計
		うち生活環境部					
		5項 都市計画費		6項 住宅費			
		3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費	
1	報酬	364		40,540	29,570	10,970	135,259
2	給料	3,826		210,430	210,430		994,760
3	職員手当等	1,927		105,990	105,990		507,423
4	共済費	1,358		79,302	77,532	1,770	372,027
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金			493	493		836
8	報償費	413		30		30	15,644
9	旅費	280	586	3,898	3,847	51	44,997
	費用弁償			321	321		5,371
	普通旅費		586	3,576	3,526	50	29,744
	特別旅費	280		1		1	9,882
10	交際費						100
11	需用費	125	708	55,287	55,137	150	185,246
12	役務費	28	1,040	11,072	10,842	230	49,425
13	委託料	552,122	212	386,496	314,761	71,735	1,685,737
14	使用料及び賃借料	2,863	495	12,071	11,851	220	72,610
15	工事請負費	344,280		876,879	131,950	744,929	1,531,637
16	原材料費						0
17	公有財産購入費						0
18	備品購入費	22,543		100		100	140,107
19	負担金、補助及び交付金	9,214	6,912	925,253	87,543	837,710	1,811,630
20	扶助費						0
21	貸付金			3,183		3,183	17,724
22	補償、補填及び賠償金			7,152		7,152	7,152
23	償還金、利子及び割引料						0
24	投資及び出資金						0
25	積立金			162,835		162,835	171,156
26	寄附金						18,176
27	公課費						0
28	繰出金		10,921				10,921
	予備費						0
	計	939,343	20,874	2,881,011	1,039,946	1,841,065	7,772,567
財源内訳	国庫支出金	118,161	2,829	482,152	7,852	474,300	1,446,611
	地方債	136,000		451,000		451,000	758,000
	その他	21,104		1,039,604	714,105	325,499	1,332,101
	一般財源	664,078	18,045	908,255	317,989	590,266	4,235,855

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給料	・一般職員	4人
2目 計画調査費		
報酬	・景観審議会委員	15人
	・景観形成巡視員	14人
	・屋外広告物審議会委員	10人
負担金、補助及び交付金	・全国景観会議負担金	40
	・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	9,113
3目 交通対策費		
報酬	・交通事故相談員	2人
	・交通安全対策会議委員	7人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金	6,506
	・保健指導等を活用した安全運転普及モデル事業購入補助金	6,000
	・中高生自転車乗車用ヘルメット購入補助金	1,500
6項 防災費		
1目 防災総務費		
報酬	・放射能分析員	1人
負担金、補助及び交付金	・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
	・災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業補助金	250
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金	・地域安全フォーラム開催補助金	541
	・性暴力被害者支援連携事業補助金	11,759
7目 消費者支援対策費		
給料	・一般職員	5人
報酬	・非常勤職員	1人
	・不当取引専門指導員	1人
	・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	11人
	・消費生活審議会委員	13人
負担金、補助及び交付金	・中部消費生活センター施設管理費負担金	105
	・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,191
	・消費者団体等活動支援補助金	1,300
	・市町村消費者行政推進交付金	15,585
	・市町村消費者行政強化交付金	501
	・日本エシカル推進協議会会費	200
貸付金	・訴訟費用貸付金	20
積立金	・消費者行政活性化基金積立金	4
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給料	・一般職員	29人
3目 予防費		
報酬	・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	4人
	・動物適正飼養推進員	1人
	・狂犬病評価人	2人

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
	・動物愛護センター施設費補助金	1,656
	・鳥取県動物福祉推進事業補助金	2,400
	・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	2,278
	・地域猫対策モデル事業費補助金	2,640
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・非常勤職員	3人
	・衛生環境研究所外部評価委員	8人
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	104人
	2目 食品衛生指導費	
報 酬	・非常勤職員	1人
	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	1,263
	・鳥取県HACCP適合施設認定取得支援補助金	19,000
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課長年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	16,989
	・生活衛生営業振興事業補助金	728
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	2,250
	・理美容学校魅力向上支援事業補助金	4,000
4目 環境保全費		
報 酬	・環境審議会委員	30人
	・鳥取県公害審査委員	3人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・省エネ・再エネ設備検討会委員	5人
	・鳥取県水素・再エネ推進会議委員	10人
	・湖山池環境モニタリング委員会委員	9人
	・放射能調査専門家会議委員	4人
	・放射能調査補助員	1人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	2人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・鳥取砂丘レンジャー	2人
	・鳥取砂丘景観保全推進員	2人
	・自然保護監視員	5人
	・指定管理候補者審査委員会委員	4人
	・非常勤職員	6人
負担金、補助 及び交付金	・子どもエコクラブ活動支援補助金	2,000
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・グリーン購入ネットワーク会費	20
	・電源立地地域対策交付金	73,404
	・再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金	21,116
	・再生可能エネルギー発電事業支援補助金	11,981
	・自然エネルギー協議会負担金	50

項 目		金額(千円)等
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・小規模発電設備等導入推進補助金	54,000
	・次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金	1,500
	・環境保全活動支援事業補助金	1,000
	・地域エネルギー社会推進事業補助金	4,600
	・水素エネルギーコンソーシアム負担金	4,500
	・とっとり環境推進県民運動補助金	500
	・星空保全型LED防犯灯普及補助金	12,000
	・星空保全地域屋外照明器具改修支援補助金	2,600
	・星空保全地域振興補助金	2,000
	・合併処理浄化槽設置費補助金	7,023
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	663
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	80
	・米子湾における水質浄化実証実験支援補助金	5,000
	・海藻刈りによる栄養塩循環システム構築支援補助金	1,000
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,500
	・生活基盤施設耐震化等交付金	77,486
	・Let's4R実践活動推進補助金	1,550
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	1,087
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	3,381
	・低濃度PCB汚染機器等処理推進補助金	11,200
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	40,434
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,250
	・生物多様性保全活動支援事業補助金	600
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
	・ととりの自然の豊かさとの魅力発信事業補助金	3,000
	・一般財団法人全国山の日協議会負担金	30
	・自然環境整備交付金	8,100
貸付金	・鳥取県環境管理事業センター貸付金	14,521
積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	8,317
寄附金	・鳥取大学大学院工学研究科寄附講座開設寄附金	18,176
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	51人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	1人
負担金、補助及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	180,000
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	3,212
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	28,000
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・ツキノワグマ追跡調査員	3人
	・特定鳥獣保護管理検討会委員	13人
	・鳥獣保護技術員	1人
	・カワウ対策検討会委員	5人
負担金、補助及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	2,290
	・銃猟者育成支援補助金	711
	・若手猟師参入促進補助金	2,572

項 目		金額(千円)等
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給 料	・一般職員	3人
4目 計量検定費		
負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費		
1目 観光費		
報 酬	・非常勤職員 ・非常勤専門員 ・立体映像上映看視員 ・外国人観光客誘致事業推進員	1人 2人 2人 2人
負担金、補助 及び交付金	・山陰海岸ジオウオーク補助金 ・鳥取砂丘検定実行委員会負担金 ・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金 ・山陰海岸ジオパーク魅力活用補助金 ・山陰海岸ジオパークトレイル協議会運営負担金 ・山陰海岸ジオパークキッズ体験学習負担金 ・鳥取砂丘新発見伝事業負担金 ・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金	1,500 250 10,494 20,547 11,746 4,818 10,000 2
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費		
報 酬	・建築審査会委員 ・建築士審査会委員	5人 5人
負担金、補助 及び交付金	・全国建築審査会協議会負担金 ・日本建築行政会議負担金 ・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 ・伝統建築技能者団体支援事業補助金 ・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金 ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 ・バリアフリー環境整備促進事業補助金 ・福祉のまちづくり推進事業補助金 ・空き家対策支援事業補助金 ・鳥取県老朽危険空き家等除却支援事業補助金 ・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金 ・空き家利活用推進補助金 ・アスベスト撤去支援事業補助金	48 450 45 3,020 93,755 627 500 4,788 2,000 7,000 22 2,584 13,000
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	2人
報 酬	・開発審査会委員	7人
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
報 酬	・指定管理候補者審査委員会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人日本公園緑地協会会費 ・中国「道の駅」連絡会会費 ・全国「道の駅」連絡会会費 ・花と緑のフェア実行委員会負担金 ・地域緑化活動育成支援補助金 ・グリーンウェイアクション補助金 ・花と緑のまちづくり支援事業補助金 ・第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会負担金	100 40 20 1,350 4,000 150 600 2,954

項 目		金額(千円)等
4目	下水道費	
	負担金、補助及び交付金	・公共下水道推進基金造成事業補助金 6,912
	繰出金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金 10,921
6項	住宅費	
1目	住宅管理費	
	給料	・一般職員 55人
	報酬	・県営住宅家賃納付指導員 6人 ・県営住宅管理人 233人 ・債権回収専門員 1人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県とつとりの美しい街なみづくり事業補助金 3,209 ・住宅市街地整備推進協議会負担金 20 ・下水道・集落排水受益者負担金 1,761 ・国有資産等所在市町村交付金 81,227 ・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金 854 ・鳥取県中部地震被災者向け民間賃貸住宅家賃軽減事業補助金 472
2目	住宅建設費	
	報酬	・非常勤職員 5人 ・非常勤職員(技術) 1人
	負担金、補助及び交付金	・とっとり住まいる支援事業補助金 431,850 ・企業間連携活動支援事業補助金 4,000 ・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金 1,350 ・日本住宅協会負担金 18 ・ケーブルテレビ加入負担金 1,680 ・公共住宅事業者等連絡協議会負担金 350 ・水道負担金 450 ・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金 8,013 ・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金 2,940 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金 68,442 ・住宅新築資金等貸付助成補助金 10,078 ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金 5,600 ・公的賃貸住宅家賃対策調整補助金 939 ・被災者住宅再建支援補助金 261,000 ・被災者住宅修繕支援金 25,000 ・鳥取県被災宅地擁壁等復旧事業補助金 16,000
	貸付金	・個人住宅建設資金貸付金 577 ・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金 2,606
	積立金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金 162,835

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				一般財源 千円	
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			その他 千円		
						国庫支出金 千円	地方債 千円				
平成30年度 地域エネルギー利活用計画策定 事業補助	千円 補助金総額2,000千円を 限度として、平成30年度 に交付決定した額から 平成30年度に交付した 額を差し引いた額			平成31年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成30年度 地域エネルギー社会構築事業補 助	千円 補助金総額4,000千円を 限度として、平成30年度 に交付決定した額から 平成30年度に交付した 額を差し引いた額			平成31年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成30年度 再生可能エネルギー活用可能性 調査事業補助	千円 補助金総額6,000千円を 限度として、平成30年度 に交付決定した額から 平成30年度に交付した 額を差し引いた額			平成31年度	限度額に同じ						限度額に同じ
平成30年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	千円 補助金総額6,000千円を 限度として、平成30年度 に交付決定した額から 平成30年度に交付した 額を差し引いた額			平成31年度から 平成32年度まで	限度額に同じ						限度額に同じ
平成30年度 大気測定局日常管理業務委託	7,292			平成31年度から 平成32年度まで	7,292						7,292
平成30年度 地下水流動解析業務委託	4,000			平成31年度から 平成32年度まで	4,000						4,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成30年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館 指定管理料	261,319			平成31年度から 平成35年度まで	261,319					261,319
平成30年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園指 定管理料	630,781			平成31年度から 平成35年度まで	630,781					630,781
平成30年度 燕趙園指定管理料	486,180			平成31年度から 平成35年度まで	486,180					486,180
平成30年度 鳥取県立布勢総合運動公園指定 管理料	1,437,312			平成31年度から 平成35年度まで	1,437,312					1,437,312
平成30年度 米子駅前だんだん広場清掃業務 委託	1,966			平成31年度から 平成32年度まで	1,966					1,966
平成30年度 震災に強いまちづくり促進事業補 助	補助金総額38,645千円 を限度として、平成30年 度に交付決定した額か ら平成30年度に交付し た額を差し引いた額			平成31年度	限度額に同じ					限度額に同じ
平成30年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	2,974			平成31年度から 平成32年度まで	2,974					2,974

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 債 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成30年度 県営住宅エレベーター点検業務委 託	59,156			平成31年度から 平成32年度まで	59,156				59,156	
平成30年度 公営住宅整備事業費	158,151			平成31年度	158,151	69,007	83,000			6,144
平成30年度 とっとり住まいの支援事業補助	補助金総額431,850千円 を限度として、平成30年 度に交付決定した額か ら平成30年度に交付し た額を差し引いた額			平成31年度	限度額に同じ					限度額に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度 鳥取大学大学院工学研究科寄附 講座開設事業費	84,700	平成27年度から 平成29年度まで	36,850	平成30年度から 平成32年度まで	47,850				47,850
平成27年度 EVカーシェアリング事業費	14,208	平成28年度から 平成29年度まで	6,591	平成30年度から 平成32年度まで	7,617				7,617
平成27年度 EV・PHV公用車導入事業費	25,207	平成28年度から 平成29年度まで	11,634	平成30年度から 平成32年度まで	13,573				13,573
平成28年度 EV・FCV公用車導入事業費	13,193	平成29年度	3,045	平成30年度から 平成33年度まで	10,148				10,148
平成29年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	補助金総額36,110千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額			平成30年度から 平成31年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	13,518	平成23年度から 平成29年度まで	10,808	平成30年度から 平成31年度まで	2,710				2,710
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527	平成23年度から 平成29年度まで	17,521	平成30年度から 平成31年度まで	5,006				5,006
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592	平成24年度から 平成29年度まで	390	平成30年度から 平成32年度まで	202				202

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781	平成24年度から 平成29年度まで	13,854	平成30年度から 平成32年度まで	6,927					6,927
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	11,160	平成25年度から 平成29年度まで	6,200	平成30年度から 平成33年度まで	4,960					4,960
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	9,369	平成26年度から 平成29年度まで	4,164	平成30年度から 平成34年度まで	5,205					5,205
平成28年度 衛生環境研究所庁舎清掃業務委 託	10,500	平成29年度	3,500	平成30年度から 平成31年度まで	7,000	544				6,456
平成29年度 原子力環境センター(2期棟)庁舎 清掃業務委託	1,056			平成30年度から 平成31年度まで	1,056	1,056				
平成29年度 リアルタイム濁度測定装置賃借料	1,040			平成30年度から 平成33年度まで	1,040					1,040
平成28年度 産業廃棄物実態調査業務委託	6,057	平成29年度	1,515	平成30年度から 平成32年度まで	4,542					4,542

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源			
									千円	千円		
平成29年度 大山頂上公衆便所管理業務委託	2,606			平成30年度から 平成31年度まで	2,606						2,606	
平成29年度 布勢総合運動公園陸上競技場写真 真判定装置賃借料	11,332			平成30年度から 平成33年度まで	11,332						11,332	
平成26年度 山陰海岸学習習館機械警備業務委託	214		128	平成27年度から 平成29年度まで	86						86	
平成29年度 山陰海岸ジオパーク映像資料投 影機器賃借料	8,407			平成30年度から 平成34年度まで	8,407						8,407	
※「山陰海岸学習習館」は、平成28年度に「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に名称変更を行った。												
平成28年度 消費生活相談事業委託	142,020	平成29年度	28,296	平成30年度から 平成33年度まで	113,724						113,724	
平成28年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成30年度から 平成38年度まで	6,000						6,000	
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,006	平成17年度から 平成29年度まで	70,109	平成30年度から 平成36年度まで	69,897						69,897	
平成27年度 県営住宅管理システム改修等業 務委託	12,740	平成28年度から 平成29年度まで	1,570	平成30年度から 平成32年度まで	11,170						11,170	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源		一般財源 千円	
								その他 千円	その他 千円		
平成29年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成30年度から 平成39年度まで	6,000						6,000
平成29年度 震災に強いまちづくり促進事業補 助	補助金総額60,746千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額			平成30年度から 平成31年度まで	限度額に同じ						限度額に同じ
平成29年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	15,407			平成30年度から 平成32年度まで	15,407					15,277	130
平成28年度 鳥取県立大山自然歴史館指定管 理料	150,000	平成29年度	30,000	平成30年度から 平成33年度まで	120,000						120,000

議案第7号

平成30年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			703,416	706,768	△3,352			
	1 負担金		703,416	706,768	△3,352			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	703,416	706,768	△3,352	天神川流域下水道建設事業費負担金	106,975	
					天神川流域下水道管理事業費負担金	596,441		
2 使用料及び手数料			2,835	2,790	45			
	1 使用料		2,835	2,790	45			
		1 行政財産使用料	2,835	2,790	45	1 行政財産使用料	2,835	
3 国庫支出金			334,900	320,500	14,400			
	1 国庫補助金		334,900	320,500	14,400			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	334,900	320,500	14,400	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	334,900	
4 繰入金			10,921	6,380	4,541			
	1 一般会計繰入金		10,921	6,380	4,541			
		1 一般会計から繰入	10,921	6,380	4,541	1 一般会計から繰入	10,921	
5 繰越金			155,805	127,507	28,298			
	1 繰越金		155,805	127,507	28,298			
		1 繰越金	155,805	127,507	28,298	1 前年度繰越金	155,805	
6 諸収入			152	113	39			
	1 雑入		152	113	39			
		1 雑入	152	113	39	1 雑入	152	
7 県債			112,000	100,000	12,000			
	1 県債		112,000	100,000	12,000			
		1 天神川流域下水道事業債	112,000	100,000	12,000	1 天神川流域下水道事業債	94,000	建設事業費充当
					1 天神川流域下水道事業債	18,000	管理運営費充当	
歳入合計			1,320,029	1,264,058	55,971			

平成30年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課（内線：7402）→事業実施：水環境保全課

1 目 建設事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	(債務負担行為) 138,000		(債務負担行為) 138,000	(債務負担行為) 91,000	(債務負担行為) 23,500 <31,584>	(債務負担行為) 23,500 (負担金) 99,475		県負担額 40,589
	537,380	526,530	10,850	334,900	94,000	99,475	9,005	
トータルコスト	548,503千円 (前年度 537,657千円) [正職員：1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							

事業内容の説明

天神川流域下水道の処理場施設について、改築及び幹線管渠の工事等を年次改築計画に基づき実施する。

(単位：千円)

事業名		事業費	財源内訳					
			国費	起債	負担金	繰入金		
処理場	工事	汚泥脱水設備改築工事(1台目) 機械設備工事	81,000	54,000	13,500	13,500	0	
		電気設備工事	73,050	48,700	12,000	12,175	175	
	汚泥脱水設備改築工事(2台目)	機械設備工事	181,500	121,000	30,000	30,250	250	
		電気設備工事	72,300	48,200	12,000	12,050	50	
	委託	汚泥脱水設備改築工事(1台目)	工事監理業務委託	6,000	3,000	1,500	1,500	0
		汚泥脱水設備改築工事(2台目)	工事監理業務委託	4,000	2,000	1,000	1,000	0
受変電設備改築設計業務委託		20,000	10,000	5,000	5,000	0		
	ストックマネジメント基礎調査業務委託	30,000	15,000		7,500	7,500		
管渠	工事	幹線管きよ防食工事	66,000	33,000	16,000	16,500	500	
合計			533,850	334,900	91,000	99,475	8,475	
内訳	工事		473,850	304,900	83,500	84,475	975	
	委託		60,000	30,000	7,500	15,000	7,500	
事務費			3,530	0	3,000	0	530	
全体合計			537,380	334,900	94,000	99,475	9,005	

単県流域下水道事業費	15,100	3,100	12,000			(負担金) 7,500 (繰越金) 6,000	1,600	
トータルコスト	19,073千円 (前年度 7,074千円) [正職員：0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等を行う。
また、鳥取県中部地震により被災した流域幹線のマンホール本体及びその周辺舗装の補修等を行う。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成30年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課（内線：7402）→事業実施：水環境保全課

1 目 管理運営費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源		内訳		備考												
				国庫支出金	起債	その他	繰入金													
管理運営費	債務負担行為 (16,185) 57,505	39,447	債務負担行為 (16,185) 18,058		<9,180> 18,000	債務負担行為 (繰越金) 16,185 (使用料) 2,835 (繰越金) 36,202 (雑入) 152	316	県負担額 9,496												
トータルコスト	57,122千円（前年度 39,607千円） [正職員：1.8人]																			
主な業務内容	工事等発注、関係先協議調整																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明																				
1 修繕工事、備品購入等、管理運営に要する経費及び一般職員2名分の人件費である。																				
2 下水道事業等の経営の持続性を確保するため、公営企業会計システムの導入及び経営基盤強化のための検討会等を実施する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務</td> <td>23,880</td> </tr> <tr> <td>（臨時）公営企業会計システム導入費用</td> <td>18,800</td> </tr> <tr> <td>（臨時）経営戦略策定に要する費用</td> <td>603</td> </tr> <tr> <td>職員人件費（2名分）</td> <td>14,222</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57,505</td> </tr> </tbody> </table>									項目	金額（千円）	流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務	23,880	（臨時）公営企業会計システム導入費用	18,800	（臨時）経営戦略策定に要する費用	603	職員人件費（2名分）	14,222	合計	57,505
項目	金額（千円）																			
流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務	23,880																			
（臨時）公営企業会計システム導入費用	18,800																			
（臨時）経営戦略策定に要する費用	603																			
職員人件費（2名分）	14,222																			
合計	57,505																			

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課（内線：7400）→事業実施：水環境保全課

2 目 業務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源		内訳		備考												
				国庫支出金	起債	その他	繰入金													
業務費	債務負担行為 (2,490,406) 604,339	581,699	債務負担行為 (2,490,406) 22,640			債務負担行為 (負担金) 2,449,635 (負担金) 490,736 (繰越金) 113,603	(債務負担行為) (40,771)													
トータルコスト	605,928千円（前年度 583,289千円） [正職員：0.2人]																			
主な業務内容	流域下水道指定管理者との調整																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明																				
指定管理者制度により、終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等を実施する。																				
(1) 指定管理者 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社																				
(2) 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）																				
(3) 指定管理（H26～H30）料の額 総額 2,902,592千円（平成30年度 604,339千円）																				
(4) 次期指定管理 指定管理委託料（平成31年度～平成35年度）について債務負担行為を設定する。																				
<年度別内訳>																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成31年度</td> <td>498,618千円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>501,257千円</td> </tr> <tr> <td>平成33年度</td> <td>498,507千円</td> </tr> <tr> <td>平成34年度</td> <td>498,202千円</td> </tr> <tr> <td>平成35年度</td> <td>493,822千円</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>2,490,406千円</td> </tr> </tbody> </table>									平成31年度	498,618千円	平成32年度	501,257千円	平成33年度	498,507千円	平成34年度	498,202千円	平成35年度	493,822千円	総額	2,490,406千円
平成31年度	498,618千円																			
平成32年度	501,257千円																			
平成33年度	498,507千円																			
平成34年度	498,202千円																			
平成35年度	493,822千円																			
総額	2,490,406千円																			

平成30年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

1目 元金

水・大気環境課（内線：7400）→事業実施：水環境保全課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
元金	80,196	83,530	△3,334			80,196		
トータルコスト	80,196千円（前年度 83,530千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還を行う。								

2款 公債費

1項 公債費

2目 利子

水・大気環境課（内線：7400）→事業実施：水環境保全課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	25,509	29,752	△4,243			25,509		
トータルコスト	25,509千円（前年度 29,752千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還を行う。								

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	天神川流域下水道事業特別会計合計							
	1款 流域下水道事業費							
	1項 流域下水道建設事業費				2項 流域下水道管理事業費			
			1目 建設事業費		1目 管理運営費	2目 業務費		
1 報酬								
2 給料	7,652	7,652			7,652	7,652		
3 職員手当等	3,854	3,854			3,854	3,854		
4 共済費	2,716	2,716			2,716	2,716		
8 報償費	81	81			81	81		
9 旅費	1,542	1,542	480	480	1,062	1,062		
費用弁償								
普通旅費	1,020	1,020	480	480	540	540		
特別旅費	522	522			522	522		
10 交際費								
11 需用費	1,350	1,350	720	720	630	630		
12 役務費	1,830	1,830	1,010	1,010	820	820		
13 委託料	683,705	683,705	60,000	60,000	623,705	19,366	604,339	
14 使用料及び賃借料	2,268	2,268	1,420	1,420	848	848		
15 工事請負費	495,850	495,850	488,850	488,850	7,000	7,000		
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	5,031	5,031			5,031	5,031		
19 負担金、補助及び交付金	445	445			445	445		
20 扶助費								
21 貸付金								
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料	105,705							
24 投資及び出資金								
25 積立金								
26 寄付金								
27 公課費	8,000	8,000			8,000	8,000		
28 繰出金								
予備費								
計	1,320,029	1,214,324	552,480	552,480	661,844	57,505	604,339	
財源内訳	国庫支出金	334,900	334,900	334,900	334,900			
	地方債	112,000	112,000	94,000	94,000	18,000	18,000	
	その他	862,208	756,503	112,975	112,975	643,528	39,189	604,339
	繰入金	10,921	10,921	10,605	10,605	316	316	

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
		1項 公債費		1目 元 金	2目 利 子
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	105,705	105,705	80,196	25,509
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	105,705	105,705	80,196	25,509
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	105,705	105,705	80,196	25,509
	繰 入 金				

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
2項 流域下水道管理事業費		
1目 管理運営費		
給料	・一般職員	2人
負担金、補助 及び交付金	・日本下水道協会会費	445
2款 公債費		
1項 公債費		
1目 元金		
償還金、利子 及び割引料	・地方債元金償還金	80,196
2目 利子		
償還金、利子 及び割引料	・地方債利子償還金	25,509

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				繰入金 千円
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			そ の 他 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円			
平成30年度 汚泥脱水設備改築工事	138,000			平成31年度	138,000	91,000	23,500		23,500	
平成30年度 天神川流域下水道指定管理料	2,490,406			平成31年度から 平成35年度まで	2,490,406				2,490,406	
平成30年度 公営企業会計システム保守委託	16,185			平成31年度から 平成35年度まで	16,185				16,185	

給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)		備考									
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)		夜間勤務手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)		期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
本年度	2	7,652	3,712	11,364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,080		
前年度	2	7,596	3,674	11,270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,014		
比較	(0)	56	38	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66		
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)						
	本年度	246	0	134	0	0	1,702	1,086	222	156	0	0	146	0						
	前年度	226	0	134	0	0	1,684	1,080	234	154	0	0	144	0						
比較	20	0	0	0	0	18	6	△ 12	2	2	0	2	0	0						

※職員数欄()書は、予算数外で外数

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	明 (千円)	備考
給料	56	1 制度改正に伴う増減分	53 (1) 給与改定に伴う増分	53	給与改定の状況(平成29年4月以降適用) 給料月額を0.7%引上げ
		2 昇給に伴う増加分	58 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	58	平均昇給率 1.08% (昇給期) (人数) 4月 2人
		3 その他の増減分	△ 55 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 55	
職員手当	38	1 制度改正等に伴う増減分	21 (1) 時間外手当 ほか	21	給料の改定に伴って変動する手当の増
		2 その他の増減分	17 (1) その他	17	

(8) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分		行 政 職
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	
平成30年1月1日現在	平均給料月額 (円)	307,350	
	平均給与月額 (円)	377,767	
	平均年齢 (歳)	41.00	
平成29年1月1日現在	平均給料月額 (円)	308,150	
	平均給与月額 (円)	331,463	
	平均年齢 (歳)	40.50	

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	152,000
大	学 卒	186,400
国 の 制 度	高 校 卒	147,100
	大 学 卒	179,200

ウ 職別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成30年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高級の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 界 給		分 行 政 職		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		2	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)		1
		3号給(人)		
		4号給(人)		1
		6号給(人)		
		8号給(人)		
	比 率 (B)/(A) (%)		100.0	
	前 年 度	職 員 数 (A) (人)		2
		昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		2
号 給 数 別 内 訳		2号給(人)		1
		3号給(人)		
		4号給(人)		1
		6号給(人)		
		8号給(人)		
比 率 (B)/(A) (%)			100.0	

才 即末手当・勤怠手当

区分	支給時期別		支給率	支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)				
本年度	1.93	2.07	2.07	4.0	有	
前年度	1.93	2.07	2.07	4.0	有	
国の制度	2.125	2.275	2.275	4.4	有	

力 定年退職及び勤怠退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国の制度 (支給率等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置 (1~45%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差異の内容	容
扶養	手当	同	じ	
地域	手当	異なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし	
住居	手当	同	じ	
通勤	手当	異なる	自動車等使用者の手当額（通勤距離に依り、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,475,032	1,464,502	112,000	80,196	1,496,306
合 計	1,475,032	1,464,502	112,000	80,196	1,496,306

<p>条例名等</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例中、「中学校」に係る規定に「義務教育学校の後期課程」を加える。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布日とする。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号)の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円 (ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) 同居する者に中学校(義務教育学校の後 <u>期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支 援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号 において同じ。)</u>を卒業し、又は修了するま での児童がいること。</p> <p>(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号)の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円 (ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) 同居する者に中学校(中等教育学校の前 期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第 7条第4項第1号において同じ。)を卒業 し、又は修了するまでの児童がいること。</p> <p>(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について					
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 県行政について調査審議を行う附属機関について、その役割を終了したため廃止する。					
	2 概 要					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃止する機関の名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県住生活基本計画検討委員会</td> <td> 県内における住民の住生活の安定の確保及び 向上の促進に関する基本的な計画の策定 ※平成29年3月に鳥取県住生活基本計画を 改定 </td> </tr> </tbody> </table>		廃止する機関の名称	調査審議する事項	鳥取県住生活基本計画検討委員会	県内における住民の住生活の安定の確保及び 向上の促進に関する基本的な計画の策定 ※平成29年3月に鳥取県住生活基本計画を 改定
廃止する機関の名称	調査審議する事項					
鳥取県住生活基本計画検討委員会	県内における住民の住生活の安定の確保及び 向上の促進に関する基本的な計画の策定 ※平成29年3月に鳥取県住生活基本計画を 改定					
	3 施行期日 施行期日は、平成30年4月1日とする。					

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
略		略	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項	鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項
		鳥取県住生活基本計画検討委員会	住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定により定める計画に関する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務を迅速に処理するため、当該事務の一部を市町に移譲する。</p> <p>2 概 要 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、ツキノワグマの有害鳥獣捕獲等の許可に係る事務等について、新たに倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町に権限移譲する。</p> <p style="text-align: center;">＜権限移譲の状況＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">移譲の時期</th> <th style="text-align: center;">市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年 4月～</td> <td>若桜町、智頭町、八頭町</td> </tr> <tr> <td>平成16年11月～</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>平成20年 4月～</td> <td>岩美町、三朝町、日南町</td> </tr> <tr> <td>平成30年 4月～</td> <td>倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	移譲の時期	市町村名	平成12年 4月～	若桜町、智頭町、八頭町	平成16年11月～	鳥取市	平成20年 4月～	岩美町、三朝町、日南町	平成30年 4月～	倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
移譲の時期	市町村名										
平成12年 4月～	若桜町、智頭町、八頭町										
平成16年11月～	鳥取市										
平成20年 4月～	岩美町、三朝町、日南町										
平成30年 4月～	倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町										

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、 <u>倉吉市</u> 、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町	28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、東伯郡 <u>三朝町</u> 及び日野郡日南町
29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>倉吉市</u> 、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町	29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、東伯郡 <u>三朝町</u> 及び日野郡日南町
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表28の項及び29の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、有害使用済機器の保管又は処分について規制されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管について、条例の規制対象から除く。 (2) 使用済物品の定義から廃棄物を除く。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 雑則（<u>第11条－第16条</u>）</p> <p>第4章 罰則（<u>第17条－第19条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。<u>ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）を除く。</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p>（2）使用済物品回収業 使用済物品の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>（改善命令）</p> <p>第14条 略</p> <p>（有害使用済機器の保管の特例）</p> <p>第15条 <u>有害使用済機器（廃棄物処理法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条において同じ。）の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管については、第7条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、適用しない。</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 略</p> <p>第19条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 雑則（<u>第11条－第15条</u>）</p> <p>第4章 罰則（<u>第16条－第18条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>（2）<u>廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。</u></p> <p>（3）<u>使用済物品回収業 使用済物品（廃棄物となったものを除く。）の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>（改善命令）</p> <p>第14条 略</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 使用済物品回収業の規制（第7条－第10条）
- 第3章 雑則（第11条－第16条）
- 第4章 罰則（第17条－第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）を除く。
 - ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、農業機械に該当するもの
 - イ 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車
 - ウ 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
 - エ 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のタイヤ
 - オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車
 - カ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器
 - キ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、金属及び金属以外の材料のいずれもが含まれる物品であって、放置されると生活環境が悪化するおそれがあるものとして規則で定めるもの
- (2) 使用済物品回収業 使用済物品の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。
 - ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
 - イ 使用済物品をそのまま又は修理を行ってその本来の用途に供する者へ販売することを目的として収集を行う事業

（県民の責務）

第3条 県民は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の適正な処分に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 使用済物品を所有し、占有し、又は管理する事業者は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の保管及び処分を適正に行い、美しく快適で安全な生活環境の保全に努めるものとする。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地において使用済物品が放置されないよう、適正な土地の管理に努めるものとする。

（県の責務）

第6条 県は、県民及び市町村と協力して、使用済物品又は放射性物質の放置による生活環境の悪化を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 使用済物品回収業の規制

（使用済物品回収業の届出）

第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量
- (3) 収集又は運搬を行う区域
- (4) 使用済物品を保管する場所、期間及び方法

(5) 使用済物品回収業を継続して営むための事業計画

(6) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第14条第1項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(使用済物品の保管等)

第8条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を屋外で保管するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。

ア 周囲に囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済物品の保管場所である旨その他使用済物品の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 使用済物品が飛散し、又は流出しないものであること。

イ 使用済物品から汚水又は廃液が漏れ出し、及び地下に浸透しないものであること。

ウ 使用済物品から悪臭が発散しないものであること。

エ 規則で定める高さを超えて使用済物品を積み上げないものであること。

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの

- 2 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を運搬するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 使用済物品の飛散及び流出を防止することができる構造又は設備を有する車両を使用すること。

(2) 車両の前後に、規則で定めるところにより、使用済物品を運搬する車両である旨その他必要な事項を表示すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な運搬を図るための基準として規則で定めるもの

- 3 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

(記録の作成等)

第9条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 取引の年月日

(2) 使用済物品の品目及び数量

- 2 使用済物品回収業を営む者は、規則で定めるところにより、前項の記録をその作成の日から3年間、保存しておかななければならない。

(使用済物品回収業の廃止)

第10条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

第3章 雑則

(使用済物品等の放置の禁止)

第11条 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺的生活環境を悪化させてはならない。

- 2 前項の規定に違反して使用済物品又は放射性物質が屋外に放置されていることを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。

(報告及び検査)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第9条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しな

ればならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第13条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、使用済物品の収集、運搬又は保管をする者に対し、使用済物品の収集、運搬又は保管に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(改善命令)

第14条 知事は、使用済物品回収業を営む者が第8条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が第10条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(有害使用済機器の保管の特例)

第15条 有害使用済機器(廃棄物処理法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条において同じ。)の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管については、第7条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第17条 第14条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条又は第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

(3) 第9条第2項の規定に違反して記録を保存しなかった者

(4) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の廃止)

2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例(平成13年鳥取県条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に使用済物品回収業を営んでいる者に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成28年4月30日までに」とする。この場合において、前項の規定による廃止前の鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項の規定による届出は、第7条第1項の規定による届出とみなす。

4 この条例の施行前にされた旧条例第9条、第10条又は第11条第1項の規定による指導、勧告若しくは命令又は報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に改正前の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項の規定により届出がされた使用済物品回収業については、改正後の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項第3号の区域は、鳥取県の全域として届出がされているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県都市公園条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 (1) 都市公園法施行令の一部改正により、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限について条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。 (2) 鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者の選定方法の見直しに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限は、100分の50とする。 (2) 鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者は、公募により選定（現行知事はその候補者を選定する（指名指定））することとする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—<u>第1条の6</u>）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の4 略</p> <p>（<u>運動施設の設置基準</u>）</p> <p><u>第1条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の6 略</p> <p>第4条 削除</p> <p>別表第2（第1条の6関係） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—<u>第1条の5</u>）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の4 略</p> <p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の5 略</p> <p>（<u>指定管理者の選定の特例</u>）</p> <p><u>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により追加指定をする場合には、鳥取県立布勢総合運動公園においても鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項及び第5条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。</u></p> <p>別表第2（<u>第1条の5関係</u>） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について (鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)				
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 旅館業法の一部改正により、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されたことに伴い、所要の改正を行う。 2 概 要 (1) 次のとおり改める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ホテル営業、旅館営業の収容定員は、 客室の有効面積3平方メートルについて 1人以下とする。 </td> <td> 旅館・ホテル営業の収容定員は、客室 の有効面積3平方メートルについて1人 以下とする。 </td> </tr> </tbody> </table> (2) 施行期日等 ア 施行期日は、平成30年6月15日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。	現 行	改正後	ホテル営業、旅館営業の収容定員は、 客室の有効面積3平方メートルについて 1人以下とする。	旅館・ホテル営業の収容定員は、客室 の有効面積3平方メートルについて1人 以下とする。
現 行	改正後				
ホテル営業、旅館営業の収容定員は、 客室の有効面積3平方メートルについて 1人以下とする。	旅館・ホテル営業の収容定員は、客室 の有効面積3平方メートルについて1人 以下とする。				

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収容定員)</p> <p>第5条 客室には、次の各号に定める施設について、それぞれ当該各号に定める割合を<u>超えて</u>客を収容してはならない。</p> <p>(1) <u>旅館・ホテル</u>営業及び下宿営業 客室の有効面積3平方メートルについて 1 人</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(収容定員)</p> <p>第5条 客室には、次の各号に定める施設について、それぞれ当該各号に定める割合を<u>こえて</u>客を収容してはならない。</p> <p>(1) <u>ホテル</u>営業、<u>旅館</u>営業及び下宿営業 客室の有効面積3平方メートルについて 1 人</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置に係る手数料の徴収)

2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項に規定する許可の申請については、1件につき22,000円の手数料を徴収する。

3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、鳥取県旅館業法施行条例第8条第1号の手数料は徴収しない。

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 公営住宅法の一部改正により、認知症である入居者等の収入申告義務が緩和されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 庄内団地を大山町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 収入の申告をすること等が困難な入居者の収入の認定について、当該入居者の収入の申告によらず認定できることとする。</p> <p>(2) 次の県営住宅を廃止する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">庄内団地</td> <td style="text-align: center;">西伯郡大山町高田</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>施行期日は、平成30年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。</p>	名 称	位 置	庄内団地	西伯郡大山町高田
名 称	位 置				
庄内団地	西伯郡大山町高田				

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(家賃の決定)</p> <p>第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項又は第3項の規定により認定された収入の額（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第19条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないとき（次条第3項の規定により収入の額を認定する場合を除く。）は、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第19条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(収入の申告等)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合であつて、第1項に規定する収入の申告をすること及び第22条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該入居者に通知するものとする。</u></p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2 略</p>
<p>4 入居者は、<u>前2項の認定に対し、知事に意見を述べる</u>ことができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。</p>	<p>3 入居者は、<u>前項の認定に対し、知事に意見を述べる</u>ことができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。</p>
<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に依り同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているとき</p>	<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に依り同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入</p>

は、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

- 2 知事は、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃)

第24条の11 略

- 2 前項の入居者の収入については、第9条の5の規定を準用する。

3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
略	
浜の上第1団地	大山町
略	

居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

- 2 知事は、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃)

第24条の11 略

- 2 前項の入居者の収入については、第9条の5の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第24条の11第1項」と読み替えるものとする。

3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
庄内団地	西伯郡大山町高田
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
略	
庄内団地 浜の上第1団地	大山町
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（廃棄物・使用済自動車）															
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、新たな申請事務が追加されたこと、その他地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める申請事務の一部の手数料が引き下げられたことに伴い、同政令の改正内容に基づき手数料の新設及び改定を行う。															
	2 概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定</td> <td>1件につき</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">147,000円</td> </tr> <tr> <td>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定</td> <td>1件につき</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">134,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	金 額		2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき	147,000円		2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定	1件につき	134,000円	
区 分	単 位	金 額														
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき	147,000円														
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定	1件につき	134,000円														
	(2) 次のとおり、手数料の額を引き下げる。															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単 位</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">現 行</th> <th style="width: 15%;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破砕業の事業の範囲の変更許可</td> <td>1件につき</td> <td style="text-align: center;">75,000円</td> <td style="text-align: center;">67,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	金 額		現 行	改 正 後	破砕業の事業の範囲の変更許可	1件につき	75,000円	67,000円		
区 分	単 位	金 額														
		現 行	改 正 後													
破砕業の事業の範囲の変更許可	1件につき	75,000円	67,000円													
	3 施行期日 施行期日は、平成30年4月1日とする。															

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(77の11) 略</p> <p>(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可 1件につき<u>67,000円</u></p> <p>(78)～(79の5) 略</p> <p><u>(79の6) 廃棄物処理法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 1件につき147,000円</u></p> <p><u>(79の7) 廃棄物処理法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定 1件につき134,000円</u></p> <p>(80)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(77の11) 略</p> <p>(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可 1件につき<u>75,000円</u></p> <p>(78)～(79の5) 略</p> <p>(80)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(2級・木造建築士試験)			
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、建築士法の規定に基づく試験の実施事務に係る手数料が引き上げられたことに伴い、同政令の改正内容に基づき手数料の改定を行う。			
	2 概要 次のとおり手数料の額を引き上げる。			
	区 分	単 位	金 額	
			現 行	改 正 後
	2級建築士試験の実施	1件につき	16,900円	17,700円
	木造建築士試験の実施	1件につき	16,900円	17,700円
	3 施行期日 施行期日は、平成30年4月1日とする。			

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき <u>17,700円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき <u>16,900円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（不動産特定共同事業）									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 不動産特定共同事業法が改正され、新たな登録事務が追加されたことに伴い、同法の改正内容に基づき手数料の新設を行う。</p> <p>2 概 要 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模不動産特定共同事業の登録</td> <td>1 件につき</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>小規模不動産特定共同事業の登録の更新</td> <td>1 件につき</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 施行期日は、公布日とする。</p>	区 分	単 位	金 額	小規模不動産特定共同事業の登録	1 件につき	60,000円	小規模不動産特定共同事業の登録の更新	1 件につき	60,000円
区 分	単 位	金 額								
小規模不動産特定共同事業の登録	1 件につき	60,000円								
小規模不動産特定共同事業の登録の更新	1 件につき	60,000円								

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(314) 略</p> <p><u>(314の2) 略</u></p> <p><u>(314の3) 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録</u> 1件につき60,000円</p> <p><u>(315) 不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新</u> 1件につき60,000円</p> <p>(315の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(314) 略</p> <p><u>(315) 略</u></p> <p>(315の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項中第315号を第314号の2とし、同号の次に2号を加える改正規定 公布の日

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（住宅確保要配慮者）																																																			
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、新たな登録事務が追加されたことに伴い、同法の改正内容に基づき手数料の新設を行う。</p> <p>2 概 要 次のとおり新たに手数料を徴収する。 （ア）住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 1戸</td> <td>1件につき</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>同 2戸以上4戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>同 5戸以上9戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>同 10戸以上19戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>同 20戸以上39戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>同 40戸以上49戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>同 50戸以上99戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>同 100戸以上</td> <td>1件につき</td> <td>18,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項の変更の登録 （住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の 戸数 1戸以上4戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>同 5戸以上9戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>同 10戸以上19戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>同 20戸以上29戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>同 30戸以上49戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>同 50戸以上99戸以下</td> <td>1件につき</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>同 100戸以上</td> <td>1件につき</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 1戸	1件につき	6,000円	同 2戸以上4戸以下	1件につき	7,000円	同 5戸以上9戸以下	1件につき	8,000円	同 10戸以上19戸以下	1件につき	10,000円	同 20戸以上39戸以下	1件につき	11,000円	同 40戸以上49戸以下	1件につき	12,000円	同 50戸以上99戸以下	1件につき	14,000円	同 100戸以上	1件につき	18,000円	区 分	単 位	金 額	増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の 戸数 1戸以上4戸以下	1件につき	1,000円	同 5戸以上9戸以下	1件につき	3,000円	同 10戸以上19戸以下	1件につき	4,000円	同 20戸以上29戸以下	1件につき	5,000円	同 30戸以上49戸以下	1件につき	6,000円	同 50戸以上99戸以下	1件につき	8,000円	同 100戸以上	1件につき	12,000円
区 分	単 位	金 額																																																		
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 1戸	1件につき	6,000円																																																		
同 2戸以上4戸以下	1件につき	7,000円																																																		
同 5戸以上9戸以下	1件につき	8,000円																																																		
同 10戸以上19戸以下	1件につき	10,000円																																																		
同 20戸以上39戸以下	1件につき	11,000円																																																		
同 40戸以上49戸以下	1件につき	12,000円																																																		
同 50戸以上99戸以下	1件につき	14,000円																																																		
同 100戸以上	1件につき	18,000円																																																		
区 分	単 位	金 額																																																		
増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の 戸数 1戸以上4戸以下	1件につき	1,000円																																																		
同 5戸以上9戸以下	1件につき	3,000円																																																		
同 10戸以上19戸以下	1件につき	4,000円																																																		
同 20戸以上29戸以下	1件につき	5,000円																																																		
同 30戸以上49戸以下	1件につき	6,000円																																																		
同 50戸以上99戸以下	1件につき	8,000円																																																		
同 100戸以上	1件につき	12,000円																																																		
	<p>3 施行期日 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>																																																			

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p><u>(315の2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録 次の表の左欄に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸</td> <td>1件につき6,000円</td> </tr> <tr> <td>2戸以上4戸以下</td> <td>1件につき7,000円</td> </tr> <tr> <td>5戸以上9戸以下</td> <td>1件につき8,000円</td> </tr> <tr> <td>10戸以上19戸以下</td> <td>1件につき10,000円</td> </tr> <tr> <td>20戸以上39戸以下</td> <td>1件につき11,000円</td> </tr> <tr> <td>40戸以上49戸以下</td> <td>1件につき12,000円</td> </tr> <tr> <td>50戸以上99戸以下</td> <td>1件につき14,000円</td> </tr> <tr> <td>100戸以上</td> <td>1件につき18,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(315の3) 住宅セーフティネット法第12条第3項の規定に基づく登録事項の変更の登録（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。） 次の表の左欄に掲げる増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸以上4戸以下</td> <td>1件につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>5戸以上9戸以下</td> <td>1件につき3,000円</td> </tr> <tr> <td>10戸以上19戸以下</td> <td>1件につき4,000円</td> </tr> <tr> <td>20戸以上29戸以下</td> <td>1件につき5,000円</td> </tr> <tr> <td>30戸以上49戸以下</td> <td>1件につき6,000円</td> </tr> <tr> <td>50戸以上99戸以下</td> <td>1件につき8,000円</td> </tr> <tr> <td>100戸以上</td> <td>1件につき12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(315の4) 略</p> <p>(315の5) 略</p> <p>(315の6) 略</p>	区分	金額	1戸	1件につき6,000円	2戸以上4戸以下	1件につき7,000円	5戸以上9戸以下	1件につき8,000円	10戸以上19戸以下	1件につき10,000円	20戸以上39戸以下	1件につき11,000円	40戸以上49戸以下	1件につき12,000円	50戸以上99戸以下	1件につき14,000円	100戸以上	1件につき18,000円	区分	金額	1戸以上4戸以下	1件につき1,000円	5戸以上9戸以下	1件につき3,000円	10戸以上19戸以下	1件につき4,000円	20戸以上29戸以下	1件につき5,000円	30戸以上49戸以下	1件につき6,000円	50戸以上99戸以下	1件につき8,000円	100戸以上	1件につき12,000円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 略</p> <p>(315の3) 略</p> <p>(315の4) 略</p>
区分	金額																																		
1戸	1件につき6,000円																																		
2戸以上4戸以下	1件につき7,000円																																		
5戸以上9戸以下	1件につき8,000円																																		
10戸以上19戸以下	1件につき10,000円																																		
20戸以上39戸以下	1件につき11,000円																																		
40戸以上49戸以下	1件につき12,000円																																		
50戸以上99戸以下	1件につき14,000円																																		
100戸以上	1件につき18,000円																																		
区分	金額																																		
1戸以上4戸以下	1件につき1,000円																																		
5戸以上9戸以下	1件につき3,000円																																		
10戸以上19戸以下	1件につき4,000円																																		
20戸以上29戸以下	1件につき5,000円																																		
30戸以上49戸以下	1件につき6,000円																																		
50戸以上99戸以下	1件につき8,000円																																		
100戸以上	1件につき12,000円																																		

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(315の12) 略

(315の13) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

(18) 住宅セーフティネット法第25条第1項の規定により知事の指定する者に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行わせる場合における前項第315号の2及び第315号の3の手数料 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行う者

(315の5) 略

(315の6) 略

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(土壌汚染)		
提 出 理 由 及 び 概 要	1. 提出理由 土壌汚染対策法が改正され、新たな申請事務が追加されたことに伴い、同法の改正内容に基づき手数料の新設を行う。		
	2. 概 要 次のとおり新たに手数料を徴収する。		
	区 分	単 位	金 額
	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認	1件につき	120,000円
	汚染土壌処理業者である法人の合併及び分割の承認	1件につき	120,000円
	汚染土壌処理業の相続の承認	1件につき	120,000円
	3. 施行期日 施行期日は、平成30年4月1日とする。		

条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること (県営住宅庄内団地) について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">団地名</th> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 35%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅</td> <td>土 地</td> <td>西伯郡大山町高田判形場 1287番地1</td> <td>1,245.00平方メートル</td> </tr> <tr> <td>庄内団地</td> <td>建 物</td> <td>西伯郡大山町高田判形場 1287番地1</td> <td>1棟 (4戸) 200.16平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相 手 方 西伯郡大山町御来屋328番地 大 山 町</p> <p>(3) 理 由 県営住宅庄内団地は、既に大山町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、大山町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 平成30年4月1日</p>	団地名	種 類	所 在 地	数 量	県営住宅	土 地	西伯郡大山町高田判形場 1287番地1	1,245.00平方メートル	庄内団地	建 物	西伯郡大山町高田判形場 1287番地1	1棟 (4戸) 200.16平方メートル
団地名	種 類	所 在 地	数 量										
県営住宅	土 地	西伯郡大山町高田判形場 1287番地1	1,245.00平方メートル										
庄内団地	建 物	西伯郡大山町高田判形場 1287番地1	1棟 (4戸) 200.16平方メートル										